

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
日本馬術連盟競技会規程 第 29 版	日本馬術連盟競技会規程 第 28 版
第 1 編 競技会規則	第 1 編 競技会規則
第 1 章 総 論	第 1 章 総 論
第 101 条 競技者	第 101 条 競技者
3. 競技会で使用する所属名称は、選手が参加申込を行う際に申告した団体の名称を使用する。なお、使用できる名称は、JEF の <u>正会員ならびに登録会員（団体）</u> とする。	3. 競技会で使用する所属名称は、選手が参加申込を行う際に申告した団体の名称を使用する。なお、使用できる名称は、JEF の団体普通会員、組成団体の加盟団体または都道府県馬術連盟とする。
第 105 条 広告と宣伝	第 105 条 広告と宣伝
2. 名称およびロゴの掲出場所、サイズ、適用種目は下表の通りとする。 <u>なお、複数のロゴを掲出する場合、全てのロゴが指定のサイズ内に収まっていること。</u>	2. 各競技規程に記載がない場合は、競技場内あるいは表彰式の際使用できる個人スポンサーまたはチームスポンサーの名称やロゴの大きさは下記による。 <ul style="list-style-type: none"> ・鞍下ゼッケンの側面は両側とも 200 cm^{以内} ・ジャケットは、12 cm^{以内}

改 正 案					現 行
掲出場所・サイズ	障害	馬場	総合	エデュランス	
鞍下ゼッケンの両側に各 200 cm以内	○	○	○	○	
ジャケット・上衣の胸ポケットの高さに 左右両側各 80 cm以内	○	○	○ (馬場と 障害のみ)	×	
キュロットの左足部分に 80 cm以内 (縦 最大 20 cm、横最大 4 cm)	○	×	○ (クロスと 障害のみ)	×	
シャツの両襟・ハンティングストックの 両側、女性のブラウスのカラー中央に各 16 cm以内	○	○	○	○	
ジャケット・上衣のいずれかの腕部分に 200 cmまたは両側の腕の部分に各 100 cm	×	×	○ (クロスのみ)	○	
ヘルメットの中央部分縦に 125 cm (縦最 大 25 cm、横最大 5 cm)	○	×	○ (クロスと 障害のみ)	○	
イヤーフードに 75 cm以内のロゴ	○	○	○	×	

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第2編 障害馬術競技</p> <p>第200条 <現行通り></p> <p>第2章 アリーナとスクーリングエリア</p> <p>第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物</p> <p><1,2,3は現行通り></p> <p>4. 練習用障害物 組織委員会が<u>提供した障害用資材以外のものを用いることは禁止され、これに違反した場合は失格および／または罰金が科せられる（第242条2.6と第240条2.5を参照）。</u>練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。</p> <p>4. 1 グラウンドラインは<u>障害物正面の真下、あるいは踏切側に障害物から1m以内に置くことができる。障害物の着地側にグラウンドラインを置くことはできない。</u></p> <p>4. 2 高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、<u>グラウンドライン使用の有無にかかわらず、障害物踏切側に最低2本の横木を掛け金にのせて設置しなければならない。</u>低い方の横木は常に1.30m未満の高さでなければならない。</p>	<p>第2編 障害馬術競技</p> <p>第200条 <現行通り></p> <p>第2章 アリーナとスクーリングエリア</p> <p>第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物</p> <p><1,2,3は現行通り></p> <p>4. 練習用障害物 組織委員会が用意した資材以外のものを用いた障害物を使うことは禁止され、これに違反した者は失格と／あるいは罰金が科せられる（第242条2.6と第240条2.5を参照）。練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。</p> <p>4. 1 グラウンド・ラインは最初の障害物正面部分の真下、あるいは踏切側に障害物から1mまで離して置くことができる。グラウンド・ラインを障害物の手前に置いた場合は、障害物の着地側にも横木を1本、障害物から1mまで離して同じ距離に置くことができる。</p> <p>4. 2 高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、グラウンド・ラインを使用するかどうかにかかわらず、障害物踏切側に最低2本の横木を掛け金にのせて設置しなければならない。低い方の横木は常に1.30m未満の高さでなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<4.3, 4.4, 4.5, 4.6, 4.7は現行通り>	<4.3, 4.4, 4.5, 4.6, 4.7は現行通り>
5. ジムナスティック・トレーニング	5. ジムナスティック・トレーニング
5. 1 選手は <u>グラウンド</u> に置き横木を用いてジムナスティック・トレーニングを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30mまでとする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない（第243条2.1参照）。十分なスペースがあれば、ストライドなしで設置した連続障害（inandアウト/バウンス練習）を使ったトレーニングが許可される。このような運動には高さ1.00m以内の障害物を3個まで利用できる；障害間距離は2.50m以上、3.00m以下とする。	5. 1 選手は馬場に置き横木を使用してジムナスティック・トレーニングを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30m以下とする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない（第243条2.1を参照）。
5. 2 置き横木：十分なスペースがある場合は、 <u>高さ1.30m以下の垂直障害</u> の踏切側に2.50m以上離して置き横木を用いることができる。置き横木は着地側にも置くことはできるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、駆歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。障害物から6.00m以上離して飛越側か着地側のいずれか、または両方に置かれた横木は、置き横木とみなされないため、垂直障害およびオクサーのいずれでも使用が認められる。	5. 2 置き横木：十分なスペースがある場合は置き横木を置くことができるが、高さ1.30m以下の垂直障害の踏切側では2.50m以上離して置かなくてはならない。置き横木は着地側にも置くことができるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、駆歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。
<5.3、6は現行通り>	<5.3、6は現行通り>
7. <u>スクーリングエリアの使用中は、必ずスチュワードが監視していなければならない。</u>	7. 練習用馬場が使われている間は、必ずスチュワードが監視していなければならない。
<第202条～213条は現行通り>	<第202条～213条は現行通り>

改正案	現行
<p>第214条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害</p> <p><1, 2は現行どおり></p>	<p>第214条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害</p> <p><1, 2は現行どおり></p>
<p>2. 1 閉鎖部分で<u>不従順が生じた場合</u>、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。</p> <p>2. 2 開放部分で<u>不従順が生じた場合</u>、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。再飛越しない場合は失権となる（第241条3.15参照）。</p> <p>不従順により障害物の落下と／あるいは移動が生じた場合は、タイム修正の6秒が適用される。一度、障害物の囲いの中に入つて拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で6秒の減点が加算され、選手は走行を再開する。</p>	<p>2. 1 閉鎖部分で不従順または落馬が生じた場合、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。</p> <p>2. 2 開放部分で不従順または落馬が生じた場合、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。再飛越しない場合は失権となる（第241条3.15を参照）。</p> <p>不従順により障害物の落下と／あるいは移動が生じた場合は、タイム修正の6秒が適用される。一度、障害物の囲いの中に入つて拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で6秒の減点が加算され、選手は走行を再開する。</p>
<p><3, 4は現行通り></p>	<p><3, 4は現行通り></p>
<p><第215条は現行通り></p>	<p><第215条は現行通り></p>
<p>第4章 走行中のペナルティー</p>	<p>第4章 走行中の減点</p>
<p>第216条 ペナルティー－概略</p> <p>走行中に次のようなことが発生した場合はペナルティーとなる：</p> <p>1. 障害物の落下（障害馬術規程第217条参照）と水濠障害における馬の肢の着水、もしくは水濠障害限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が</p>	<p>第216条 減点－概略</p> <p>走行中に次のようなことが発生した場合は減点となる：</p> <p>1. 障害物の落下（障害馬術規程第217条を参照）と水濠障害における馬の肢の着水、もしくは水濠障害限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が</p>

改 正 案	現 行
<p>残った場合</p> <p><2、3、4、5、6は現行通り></p> <p><第217条～224条は現行通り></p>	<p>残った場合</p>
<p>第225条 許可のない援助</p> <p>1. スタートラインを正方向に通過してから最終障害飛越後にフィニッシュラインを通過するまでの間に、選手や馬を助ける目的で行われた第三者による物理的介入は、援助の依頼があったかどうかに関わらず許可なき援助とみなされる。</p>	<p><2、3、4、5、6は現行通り></p> <p><第217条～224条は現行通り></p>
<p><2は現行通り></p> <p>3. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手にヘッドギアおよび／または眼鏡を手渡すことは許可なき援助とはみなされない（第241条3.20参照）。</p> <p>4. FEI障害馬術競技においてイヤフォンおよび／または他の電子通信機器の使用は厳格に禁止され、そのような機器を用いた場合は失権となる。さらに選手は騎乗いかなる場合もイヤフォンを装着できない；これは当該競技会場内のいかなる場所でも適用される（第256条1.10参照）。</p>	<p><2は現行通り></p> <p>3. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手に保護帽と／あるいは眼鏡を手渡すことは許可なき援助とはみなされない（第241条3.20参照）。</p>
<p><第226条～第239条は現行通り></p>	<p><第226条～第239条は現行通り></p>
<p>第7章 罰金、イエローカード、失権、失格</p> <p>第240条 罰金とイエローカード</p>	<p>第7章 罰金、イエロー警告カード、失権、失格</p> <p>第240条 罰金とイエロー警告カード</p>

改 正 案	現 行
<p><1は現行通り></p> <p>2. 次のような場合、妥当とみなされれば審判長または上訴委員長が、一般規程に則って、罰金を科すことがある： (JEF)</p> <p><2.1と2.2は現行通り></p>	<p><1は現行通り></p> <p>2. 以下の場合、妥当とみなされれば審判長と上訴委員長が、本規程に則つて、罰金を科すことがある： (JEF)</p> <p><2.1と2.2は現行通り></p>
<p>2. 3 失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに単独障害の飛越を2回以上試みたり、誤った方向から飛越した選手</p> <p><2.4は現行通り></p>	<p>2. 3 失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに2回以上、単独障害の飛越を試みたり、誤った方向から飛越した選手</p> <p><2.4は現行通り></p>
<p>2. 5 スクーリングエリアで組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した選手（第242条2.6と第201条4参照）</p> <p><2.6と2.7は現行通り></p>	<p>2. 5 練習用馬場で組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した選手（第242条2.6と第201条4を参照）</p> <p><2.6と2.7は現行通り></p>
<p>2. 8 個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合（第282条2参照）</p> <p>2. 9 広告規定(一般規程第135条参照)に違反したり、服装および馬具に関する規則（第256条1.7と第257条）に従わない選手</p> <p><2.10～2.13は現行通り></p>	<p>2. 8 個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合</p> <p>2. 9 広告規定に違反したり、第256条1.7に記載の規則に従わない選手</p> <p><2.10～2.13は現行通り></p>
<p>3. 審判長あるいは上訴委員長が科した罰金についてはすべてJEFから当該選手に請求書が送られ、罰金はJEFに支払われるものとする。(JEF)</p>	<p>3. 審判長あるいは上訴委員長により科された罰金は、すべてJEFから当該選手に請求書が送られ、JEFに支払われるものとする。(JEF)</p>
<p>第241条 失 権</p> <p><1、2、3は現行通り></p> <p>3. 1 競技場審判団が許可した練習用障害物を除き、走行を開始する前にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条3参照）</p> <p><3.2～3.19は現行通り></p>	<p>第241条 失 権</p> <p><1、2、3は現行通り></p> <p>3. 1 競技場審判団が許可した練習用障害物の場合を除き、走行を開始する前にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条3を参照）</p> <p><3.2～3.19は現行通り></p>

改 正 案	現 行
<p>3. 20 走行中にヘッドギアおよび／または眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合 <3.21～3.26は現行通り></p>	<p>3. 20 走行中に保護帽と／あるいは眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合 <3.21～3.26は現行通り></p>
<p>3. 27 走行終了後にアリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合（マスコミ向けに障害物を1個飛越する許可については、第202条6参照）。</p>	<p>3. 27 走行終了後にアリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合（プレス向けに障害物を1個飛越する許可については、第202条6を参照）</p>
<p>3. 28 ヘッドギアの固定ポイントを締め直すために選手が急停止すると危険な場合を除き、固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに飛越した、あるいは飛越しようとした場合（第256条1.4参照）。</p>	
<p>3. 29 競技中にイヤフォンおよび／または他の電子通信機器を装着している選手（第225条4）。</p>	
<p><4、4.1、4.2、4.3、4.4は現行どおり></p>	
<p>4. 5 走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合（第203条2と第233条2）。</p>	<p>4. 5 走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合（第203条2と第233条2）</p>
<p>第242条 失 格</p> <p>1. 失格とは選手、その騎乗馬（1頭、もしくは複数頭）、および／または人馬ともに、当該競技またはその競技会全般から出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って適用できる。 <2～2.6は現行通り></p>	<p>第242条 失 格</p> <p>1. 失格とは選手、その騎乗馬（1頭、もしくは複数頭）、あるいは人馬共に議論となっている競技またはその競技会全般において出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って効力を有することができる。 <2～2.6は現行通り></p>
<p>2. 7 スクーリングエリアに設置された障害物を誤った方向から飛越した場</p>	<p>2. 7 練習用馬場に設置された障害物を誤った方向から飛越した場合、ある</p>

改正案	現行
<p>合、あるいはアリーナ内に練習用障害物が設置されているときにこれを誤った方向から飛越した場合（第201条4と第202条4参照）</p> <p>2. 8 獣医規程第1034条（四肢の知覚異常検査指針）にて対象となっている事例を含め、競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、スチュワードあるいは他の関係者から役員に報告のあった馬への虐待行為および/または残虐な扱いすべて（一般規程第142条2参照）。</p>	<p>いはアリーナ内に練習用障害物が設置されているときにこれを誤った方向から飛越した場合（第201条4と第202条4を参照）</p> <p>2. 8 獣医規程の第1034条（四肢の知覚異常検査指針）にて対象となっている事例を含め、競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、スチュワードあるいは関係するあらゆる役員（一般規程第142条2を参照）から報告のあった馬への虐待行為と／あるいは残虐な扱いすべて</p>
<p>3. 以下の場合は失格措置が必須である：</p> <p>3. 1 脇腹に出血がみられる馬</p> <p>3. 2 馬体のいずれかの部位で拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候</p> <p>3. 3 口に出血がみられる馬（明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血などマイナーな事例では、口をすすぐせたり血を拭き取る行為を役員が認め、当該選手の競技継続を認可することがある。口でこれ以上の出血が確認された場合は失格となる）</p> <p>3. 4 競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越すること</p> <p>3. 5 競技会期間中にどのような目的であれ、馬と共に競技会場を出ること。</p>	<p>3. 失格措置が必須である場合</p> <p>3. 1 脇腹や口、鼻からの出血、あるいは拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候が馬体のいずれかの部位で認められる馬（明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血などマイナーな事例では、口をすすぐせたり血を拭き取る行為を役員が認め、当該選手の競技継続を認可する場合がある。口でこれ以上の出血が確認された場合は失格となる。）</p> <p>3. 2 競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越したり、あるいは競技会期間中にどのような目的であれ、馬と共に競技会場を出ることは許可されない。このような行為は失格となる。</p>
<p>第243条 馬に対する虐待行為（第107条も参照）（JEF）</p> <p>1. 様々なやり方の肢たたきを含め、いかなる形態においても馬に対する残忍行為、非人道的行為、虐待行為は厳しく禁止される（第242条2.8参照）。</p> <p>競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為、あるいは一連の行為に対して、本規程に則って次の科罰のいずれか、ある</p>	<p>第243条 馬に対する虐待行為（第107条も参照）（JEF）</p> <p>1. 様々なやり方の肢たたきを含め、いかなる形態においても馬に対する残忍行為、非人道的行為、虐待行為をとることは厳しく禁止される（第242条2.8を参照）。</p> <p>競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為、あるいは一連の行為に対して、本規程に則って次の科罰のいずれか、ある</p>

改 正 案	現 行
<p>いは複数の科罰が科される：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) イエローカード（第134条参照） (ii) 罰金 (iii) 失権 (iv) 失格 <p>2. 次の行為は馬に対する虐待行為とみなされる（一般規程第142条参照）</p> <p>2. 1 馬の肢たたき</p> <p>「肢たたき」という用語は、競技において馬がより高く、かつ注意深く障害物を飛越するように導くある種の人為的技巧と解釈される。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手および／または騎乗していない助手（この場合も選手の責任）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬が何かにぶつかるよう仕向けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり／あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンドラインを置くこと、速歩通過用横木やコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害物前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけなければ飛べないような向け方をすることなどを言う。</p> <p>競技場審判団の管轄期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的調教が行われた場合、当該選手と馬は少なくとも24時間、すべての競技から失格となる。更に競技場審判団は状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手および／または馬をその競技会全般から失格とするなどの措置をとることもできる。</p>	<p>いは複数の科罰が科される：</p> <ul style="list-style-type: none"> 3. イエロー警告カード（第134条を参照） 4. 罰金 5. 失権 6. 失格 <p>2. 次の行為は馬に対する虐待行為とみなされる：</p> <p>2. 1 馬の肢たたき</p> <p>「肢たたき」という用語は、競技において馬がより高く、かつ注意深く障害物を飛越するように導くある種の人為的技巧と解釈される。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手と／あるいは騎乗していない助手（この場合も選手の責任）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬がぶつかるような物を設けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり／あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンド・ラインを置くこと、速歩通過用横木やコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害物前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけなければ飛べないような向け方をすることなどを言う。</p> <p>競技場審判団の管轄する期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的調教が行われた場合、当該選手と馬は少なくとも24時間、すべての競技から失格となる。更に競技場審判団は、状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手と／あるいは馬を競技会全般から失格とするなどの措置をとることもできる。</p>

改 正 案	現 行
<p>2. 2 鞭の過剰使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鞭は選手の感情のはけ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰となる ● 馬の頭部を鞭で打つ行為は常に鞭の過剰使用となる ● 4回以上続けて馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には、常に鞭の過剰使用とみなされる ● 失権した後に鞭を使ってはならない。 鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある。 	<p>2. 2 鞭の過剰使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鞭は騎乗者の感情のはけ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰使用となる。 ● 失権した後に鞭を使用してはならない。 ● 鞭を逆さまに使ってはいけない（例えば右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。馬の頭部を鞭で打つ行為は、常に鞭の過剰使用とみなす。 ● 4回以上続けて馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には、常に鞭の過剰使用とみなされる。 <p>鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある。</p>
<p>2. 3 他の形態での虐待行為</p> <p>他のいかなる形態での虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法の採用、拍車の過剰使用、<u>そして一般規程、獣医規程やまたは他のFEI諸規程に明記されている他の事例など</u>）も禁止され、本規程に基づいて的確に罰せられなければならない。</p>	<p>2. 3 他の形態での虐待行為</p> <p>他のいかなる形態での虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法の採用、拍車の過剰使用、また獣医規程や他のFEI諸規程に明記されている他の事例など）も禁止され、本規程に基づいて的確に罰せられなければならない。</p>
<p>第8章 ジャンプオフ</p> <p>第245条 ジャンプオフ－概略</p> <p><1と2は現行通り></p> <p>3. 実施要項に明記してある場合、組織委員会は、走行を減点なしで完走した選手はその走行後直ちにジャンプオフへ進むよう定めることができる。この場合は、ジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルを</p>	<p>第8章 ジャンプオフ</p> <p>第245条 ジャンプオフ－概略</p> <p><1と2は現行通り></p> <p>3. 実施要項に明記してある場合、組織委員会は、走行を減点なしで完走した選手はその走行後直ちにジャンプオフへ進むよう定めができる。この場合は、ジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルを</p>

改 正 案	現 行
<p>もう一度鳴らさなければならないが、これに際しては第203条1.2の45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナから退出することはできない。この種のジャンプオフは、第238条1.2あるいは第238条2.2に従い、基準Aで行われる競技でのみ認められ、グランプリ競技や最高賞金額が設けられている競技では許可されない。本走行で減点なしで完走した選手がいない場合は、適宜、<u>第238条1.1あるいは第238条2.1</u>に従って順位を確定する。</p>	<p>もう一度鳴らさなければならないが、これに際しては第203条1.2の45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナから退出することはできない。この種のジャンプオフは、第238条1.2あるいは第238条2.2に従い、基準Aで行われる競技でのみ認められ、グランプリ競技や最高賞金額が設けられている競技では許可されない。本走行で減点なしで完走した選手がいない場合は、適宜、<u>第238条2.1あるいは第238条2.2</u>に従って順位を確定する。</p>
<p><4, 5, 6 は現行通り> <第 247 条～第 255 条は現行通り></p>	<p><4, 5, 6 は現行通り> <第 247 条～第 255 条は現行通り></p>
<p>第256条 服装、ヘッドギア、敬礼</p> <p>1. 服 装</p> <p>1. 1 選手は観客の前にでる時には正しい服装でなければならず、競技中および表彰式においては第256条1.5と第256条3.1.2.1(e)に合致した服装が求められる。</p> <p>1. 2 コースの下見に際しては<u>身だしなみのよい</u>服装でなければならぬ。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖シャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟（カラー）付きでなければならない；長袖シャツは白い袖口が付いてなければならない。</p> <p><1.3は現行通り></p> <p>1. 4 騎乗中はいかなる者も、常に3点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。どのような時であれ選手がヘッド</p>	<p>第256条 服装、保護帽、敬礼</p> <p>1. 服 装</p> <p>1. 1 選手は観客の前に出るときには正しい服装でなければならず、競技中および表彰式においては程第256条1.5と第256条3.1.2.1(e)に合致した服装が求められる。</p> <p>1. 2 コースの下見に際しては身だしなみの整った服装でなければならない。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖シャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟（カラー）付きでなければならない；長袖シャツは白い袖口が付いてなければならない。</p> <p><1.3は現行通り></p> <p>1. 4 騎乗するすべての者は、3点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。本規程で認めているか否かにかかわ</p>

改 正 案	現 行
<p>ギアを脱いだ場合には、本規程で許可しているか否かに関わらずすべて自己責任となる。走行中にヘッドギアが脱げるか、あるいはその固定ポイントが外れた選手はかぶり直し、またはつけ直し、固定ポイントがゆるんだ場合は締め直してから走行を開始しなければならない。そのような場合、選手がヘッドギアを再装着/または固定ポイントを締め直す際に停止しても減点の対象としないが、時計は止めない。<u>固定ポイントを正しく締め直すために急停止すると危険な場合（例えばコンビネーションの途中あるいは飛越しようとしている障害の1歩または2歩手前の場所でゆるんだ場合）を除き、選手が固定ポイントをしっかりと締めずに、またはまったく締めずに障害物を飛越した、あるいは飛越しようとした場合は失権となる。</u>例外として、シニア選手が表彰式にて褒賞を受領する際、あるいは国歌の演奏中、その他式典の際にはヘッドギアを外すことはできる。（JEF）</p>	<p>らず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。走行中、ヘッドギアが外れるあるいは固定がゆるくなつた場合、選手はかぶり直すあるいは締め直してから走行を開始しなければならない。このような場合、選手がヘッドギアの再着用および/またはハーネスを締め直す際に停止しても減点の対象としないが、時計は止めない。ヘッドギアを正しく締め直すために急停止すると危険な場合（例えば、コンビネーションの途中あるいは飛越しようとしている障害の1歩または2歩手前の場所）以外は、選手がヘッドギアを正しく着用せずに障害物を飛越した、あるいは飛越しようとした場合、失権となる。例外として、シニア選手が表彰式にて賞品を受け取る際、国歌が流れている際、あるいは全てのセレモニーのような場面の際にはヘッドギアを外すことが許される；ウィニングランの際には再度着用が義務付けられる。（JEF）</p>
<1.5、1.6、1.7は現行通り>	<1.5、1.6、1.7は現行通り>
<p>1. 8 この規程に従わない選手は、競技場審判団により 10,000 円の罰金が科される。更に、当該選手はアリーナからの退場を求められ、規程に準拠した<u>服装</u>を着用するまでは競技参加を認められない。（JEF）</p>	<p>1. 8 この規程に従わない選手は、競技場審判団により 10,000 円の罰金が科される。更に、当該選手はアリーナからの退場を求められ、規程に準拠した<u>ジャケット</u>を着用するまでは競技参加を認められない。（JEF）</p>
<1.9は現行通り>	<1.9は現行通り>
<p>1. 10 選手は、騎乗している間はいかなる場合もイヤフォンを装着できない；これは当該競技会場内のいかなる場所でも適用される。</p>	
<p>2. 敬 礼</p> <p>2. 1 競技場審判団長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄</p>	<p>2. 敬 礼</p> <p>2. 1 審判長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄下にて</p>

改 正 案	現 行
<p>下にてアリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主審に敬礼をしなければならない。競技場審判団は、敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。更に競技場審判団は当該選手に罰金を科すこともある（第240条2.7参照）。特別な理由により、競技場審判団は組織委員会と協議の上、各競技の開始前に選手の敬礼を必要とするか否かを決定する場合がある。国家元首が臨席されているときには、組織委員会が審判長の了承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならず、また役員席に特別な来賓がある場合にも同様な処置をとることがある。</p> <p>2. 2 選手は、パレードの間、表彰式あるいは国歌が流れる間は<u>敬礼することとする。</u></p> <p>2. 3 競技場審判団は特別な理由により敬礼は不要と判断することができる。</p> <p><2.4は現行通り></p> <p>3. 選手および馬につける広告（一般規第135条参照）</p> <p>3. 1 IOCの後援を受けて行われる地域大会やオリンピック大会（オリンピック大会におけるオリンピック馬術競技規程参照）を除くすべての競技会において、<u>選手はメーカー、選手スポンサー、選手のチームスポンサー、NFスポンサー、選手の所属国、および/または選手自身を識別表示する服装を着用および装具を使用できるが、以下に示す特定条件に従う場合のみとする：</u></p> <p>3. 1. 1 <u>スポンサーではないメーカーの識別表示</u></p> <p>3. 1. 1. 1 競技エリアにいる場合と表彰式の際に、<u>スポンサー企業ではない衣類・装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、</u></p>	<p>アリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主審に敬礼をしなければならない。競技場審判団は、敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。更に競技場審判団は当該選手に罰金を科すもある（第240条2.7を参照）。特別な理由により、競技場審判団は組織委員会と協議の上、各競技の開始前に選手の敬礼を必要とするか否かを決定する場合がある。国家元首が臨席されているときには、組織委員会が審判長の了承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならず、また役員席に特別な来賓がある場合にも同様な処置をとることがある。</p> <p>2. 2 選手は、パレードの間、表彰式あるいは国歌が流れる間は敬礼するものとする。</p> <p>2. 3 特別な理由により、競技場審判団が敬礼は不要であるとの決定を下すことがある。</p> <p><2.4は現行通り></p> <p>3. 選手および馬につける広告</p> <p>3. 1 IOCの後援を受けて行われる地域大会やオリンピック大会（オリンピック大会におけるオリンピック馬術競技規程を参照）を除くすべての競技会において、選手は下記に示す通り、衣類や装具のメーカー識別表示（名称と/あるいはロゴ）、あるいはスポンサーのこれに類するものを身につけることができる：</p> <p>3. 1. 1 メーカーの識別表示</p> <p>3. 1. 1. 1 競技場内にいる場合、あるいは表彰式の際に、<u>スポンサー企業ではない衣類や装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、衣服と装具につき各1ヶ所、3cm²以下の表面積と</u></p>

改正案	現行
<p>衣服と装具につき各1ヶ所、<u>3cm²以内（高さ1cm、幅3cmまで）</u>の表面積とする。</p>	<p>する。</p>
<p>3. 1. 2 スポンサーの識別表示</p> <p>3. 1. 2. 1 競技エリアにいる場合と表彰式の際に表示できる選手スポンサー、選手のチームスポンサーおよび／または所属NFのスポンサーの名称および／またはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm² b) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高さで80cm² c) シャツの両襟あるいは女性のブラウスの襟では中央部分で16cm² d) イヤーフードでのロゴは75cm² e) 民間人はヘッドギアの中央部分に垂直にスポンサー・ロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅5cm以内とする。 f) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内） 	<p>3. 1. 2 スポンサーの識別表示</p> <p>3. 1. 2. 1 競技場内にいる場合、あるいは表彰式の際に表示できる選手スポンサーの名称と／あるいはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm² b) ジャケットあるいは上着の両側各々に胸ポケットの高さで80cm² c) シャツおよびハンティング・ストックの襟両側、女性のブラウスの襟では中央部分で16cm² d) フライボンネット（虫よけ）でのロゴは75cm² e) 民間人は硬質保護帽の中央部分に垂直にスポンサー・ロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅5cm以内とする。 f) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内）
<3.1.2.1.1, 3.1.2.1.2, 3.1.2.2は現行通り>	<3.1.2.1.1, 3.1.2.1.2, 3.1.2.2は現行通り>
<p>3. 1. 3 選手の所属識別（JEF）</p> <p>3. 1. 3. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手の国名やロゴ、国の象徴および／または国旗、および／または選手のNFロゴもしくは名称は、以下の表面積を超えない範囲とする：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高 	<p>3. 1. 3 選手の所属識別（JEF）</p> <p>3. 1. 3. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に、選手の国名やロゴ、国の象徴と／あるいは国旗、および／あるいは選手のNFロゴもしくは名称を以下の表面積を超えない範囲で表示できる：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) ジャケットあるいは上着の両側各々に胸ポケットの高さで適

改正案	現行
<p>さで適度な大きさ</p> <p>(ii) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm^2</p> <p>(iii) ヘッドギアの中央部分に垂直に（第256条3.1.2.1.eの仕様を参照）</p> <p>(iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm^2（長さ20cm、幅4cm以内）</p> <p>(v) フライボンネット（虫よけ）でのロゴは75cm^2 いかなる場合も、表示方法と見える度合いが3.1.2.1と3.1.3.1に記載の表面積に合致している限り、選手の所属を選手スポンサー名称と／あるいはロゴと併せて表示できる。（JEF）</p>	<p>度な大きさ</p> <p>(ii) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm^2</p> <p>(iii) 硬質保護帽の中央部分に垂直に（第256条3.1.2.1.eの仕様を参照）</p> <p>(iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm^2（長さ20cm、幅4cm以内）</p> <p>(v) フライボンネット（虫よけ）でのロゴは75cm^2 表示方法と見える度合いが3.1.2.1と3.1.3.1に記載の表面積に合致している限り、選手の所属を選手スポンサー名称と／あるいはロゴと併せて表示できる。（JEF）</p>
<p>3. 1. 4 選手の氏名</p> <p>3. 1. 4. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手氏名は、乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm^2以内（長さ20cm、幅4cm以内）とする。</p>	<p>3. 1. 4 選手の氏名</p> <p>3. 1. 4. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に、乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm^2以内（長さ20cm、幅4cm以内）の表面積で選手名を表示できる。</p>
<p>3. 2 本条項に別段の記載がない限り、競技エリアにいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬についても広告や宣伝を身につけることはできず、騎乗用具にも表示できない。しかしながらコース下見の際に、上衣の前後であれば400cm^2以内、ヘッドギアでは50cm^2以内で選手は自分のスポンサー、チームスポンサーおよび／またはNFスポンサーのロゴと／もしくは国名を表示することができる。</p>	<p>3. 2 本条項に別段の記載がない限り、競技エリアにいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬についても広告や宣伝を身につけることはできず、騎乗用具にも表示できない。しかしながらコース下見の際に、上着の前後であれば400cm^2以内、ヘッドギアでは50cm^2以内で選手は自分のスポンサー、チームスポンサーと／あるいはNFスポンサーのロゴと／もしくは国名を表示することができる。</p>
<p>3. 3 チーフスチュワードは、選手がアリーナへ入場する前に前述条項を遵守しているかを確認する責任がある。前述内容に準拠していない選手は競技の間、アリーナへの入場が認められない。（JEF）</p>	<p>3. 3 この項目については適用しない。（JEF）</p>
3. 4 適用される放映契約、インターネット契約、あるいはこれに類する	

改正案	現行
<p><u>法規や合意によって認められていれば、障害物とアリーナの側面に広告を表示することができる。スポンサーにつき障害物の規格詳細は障害馬術規程第208条3に網羅されている。</u></p> <p>3. 5 書面による別段のJEF合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは選手が審査される場所<u>または</u>馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには練習馬場を含めない。</p>	<p>3. 4 書面による別段のJEF合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは、選手が審査される場所と馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには練習用馬場を含めない。(JEF)</p>
<p>第257条 馬装</p> <p>1. 競技アリーナにて</p> <p>1. 1 <u>ブリンカーと馬の目を覆うフライマスクの使用は禁止である。</u></p> <p>1. 2 <u>頭絡の頬革上に革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径3cmを超えないものとする。</u></p> <p>1. 3 <u>可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される。チルドレン競技の馬にはスタンディング・マルタンガールの使用が認められる。</u></p> <p>1. 4 <u>銜の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づき、馬が怪我をしそうな銜の使用を禁止する権限がある。</u> <u>手綱は銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。手綱は2組まで使用できる。2組の手綱を使う場合にはその1組を銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。</u></p> <p><1.5と1.6は現行通り></p> <p><2、2.1は現行通り></p>	<p>第257条 馬装</p> <p>1. 競技アリーナにて：</p> <p>1. 1 遮眼帯の使用は禁止である。</p> <p>1. 2 頭絡の頬革上にシープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の顔から直径3cmを超えないものとする。</p> <p>1. 3 可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される。チルドレン競技の馬には、スタンディング・マルタンガールの使用が認められる。</p> <p>1. 4 銜の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づき、馬が怪我をしそうな銜の使用を禁止する権限がある。 手綱は銜に付けるか、直接、頭絡に装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。</p> <p><1.5と1.6は現行通り></p> <p><2、2.1は現行通り></p>

改 正 案	現 行
<p>2. 2 選手はフラットワークを行う際に馬場馬術用の鞭を使用できるが、先端に錘の付いた鞭はいかなる場合にも認められず、またアリーナとスクーリングエリアで横木通過や障害飛越をする際に、75cmを超える長さの鞭を使用したり携帯することも禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。この条項に従わなかった場合は失権となる（第241条3.21参照）。</p>	<p>2. 2 選手はフラットワークを行う際に馬場馬術用の鞭を使用できるが、先端に錘の付いた鞭はいかなる場合にも認められず、またアリーナと練習用馬場で横木通過や障害飛越をする際に、75cmを超える長さの鞭を使用したり携帯することも禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。この条項に従わなかった場合は失権となる（第241条3.21を参照）。</p>
<p>2. 3 馬の前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（单一のブーツか複数のブーツ、フェットロックリングなど）の総重量は、1肢あたり500gまでとする（蹄鉄は含まない）。この条項に従わない場合は失格となる（障害馬術規程第242条2.8参照）。</p>	<p>2. 3 馬の前肢あるいは後肢に用いる装具（单一のプロテクターか複数のプロテクター、フェットロックリングなど）の総重量は、1肢あたり500gまでとする（蹄鉄は含まない）。この条項に従わない場合は失格となる（第242条2.8を参照）。</p>
<p><2.4と3は現行通り> <第258条～第261条は現行通り></p>	<p><2.4と3は現行通り> <第258条～第261条は現行通り></p>
<p>第262条 パワーアンドスキル競技 <1と2は現行通り> 3. 六段障害飛越競技 3. 1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物は同じ種類の横木だけを使用し、同じように構築しなければならない。<u>使用する横木は最大3.50mの長さ、重さは最大10kg、それらをサポートするカップの深さは12mmとする。</u>障害物の数はアリーナの広さに応じて減らすことができる。</p>	<p>第262条 パワーアンドスキル競技 <1と2は現行通り> 3. 六段障害飛越競技 3. 1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物は同じ種類の横木だけを使用し、同じように構築しなければならない。障害物の数はアリーナの広さに応じて減らすことができる。</p>
<p><3.2, 3.3, 3.4は現行通り> <第263条～第268条は現行通り></p>	<p><3.2, 3.3, 3.4は現行通り> <第263条～第268条は現行通り></p>

改 正 案	現 行
<p>第269条 アキュムレーター競技 <1, 2, 3, 4, 5は現行通り></p> <p>5. 1 選択障害として、ジョーカーをフィニッシュラインの後に設置することができ、その場合はジョーカーをメインコースの一部とせず、次の方を採用しなければならない：選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムが記録され、その後に20秒が与えられ、飛越を選択すればジョーカーを1回試行できる。このジョーカーを正しく飛越できた場合は、メインコース最終障害の2倍のポイントが選手に与えられる。ジョーカーを落下させた場合は、(第217条1)この2倍のポイントがそれまでの合計得点から差し引かれる。<u>フィニッシュラインを通過した後に落馬または人馬転倒した場合、ジョーカーを飛ぶために与えられた20秒以内であれば失権とならず、それまでに獲得したポイントは保持される。</u></p>	<p>第269条 アキュムレーター競技 <1, 2, 3, 4, 5は現行通り></p> <p>5. 1 選択障害として、ジョーカーをフィニッシュラインの後に設置することができ、その場合はジョーカーをメインコースの一部とせず、次の方を採用しなければならない：選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムが記録され、その後に20秒が与えられ、飛越を選択すればジョーカーを1回試行できる。このジョーカーを正しく飛越できた場合は、メインコース最終障害の2倍のポイントが選手に与えられる。ジョーカーを落下させた場合は、(第217条1)この2倍のポイントがそれまでの合計得点から差し引かれる。</p>

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第4編 馬場馬術競技</p> <p>第401条 馬場馬術の目的と一般原則</p> <p>1. 馬場馬術の目的は調和のとれた調教によって馬を幸あるアスリートに育て上げることにある。その結果として、馬は穏やかで柔軟性を示し、のびのびとフレキシブルな動きを見せるばかりでなく、自信をもち、注意深く敏捷となって選手との相互理解が完璧な域にまで達するのである。</p> <p>このような資質は次のような動きで表現される：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ペースを自由自在に変じ、かつ整正であること ● 調和がとれていて軽快であり、かつ容易な動きであること ● 旺盛なインパリジョンから生み出される前躯の軽快な振り出しと後躯のエンゲイジメント ● いかなる緊張や抵抗も見せず、従順性／透過性（Durchlässigkeit）をもって銜を受け入れていること <p><2. は現行どおり></p> <p>3. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は自由で、<u>関節をよく屈伸させて、整正で闊達な歩き</u>。駆歩は運歩にまとまりがあり、軽快で均衡のとれたもの。後躯の動きは決して不活発であったり、緩慢ではない。馬は選手の極めてわずかな扶助に反応して、馬体の隅々まで生気と活力を行き渡らせた動きをする</p> <p>4. いかなる抵抗もなく、旺盛なインパリジョンと諸関節の良好な屈伸が生まれてくると、馬は色々な扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、天性のものと調教の積み重ねによる心身の調和を醸し出す。</p>	<p>第4編 馬場馬術競技</p> <p>第401条 馬場馬術の目的と一般原則</p> <p>1. 馬場馬術の目的は調和のとれた調教によって馬を幸あるアスリートに育て上げることにある。その結果として、馬は穏やかで柔軟性を示し、のびのびとフレキシブルな動きを見せるばかりでなく、自信をもち、注意深く敏捷となって選手との相互理解が完璧な域にまで達するのである。</p> <p>このような資質は次のような動きで表現される：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各歩法ならびにその歩度を自由自在に変じ、かつ整正であること ● 調和がとれていて軽快であり、かつ容易な動きであること ● 旺盛なインパリジョンから生み出される前躯の軽快な振り出しと後躯のエンゲイジメント ● いかなる緊張や抵抗も見せず、従順性／透過性（Durchlässigkeit）をもって銜を受け入れていること <p>3. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は自由で、柔軟で、整正で闊達な歩き。駆歩は運歩にまとまりがあり、軽快で均衡のとれたもの。後躯の動きは決して不活発であったり、緩慢ではない。馬は選手の極めてわずかな扶助に反応して、馬体の隅々まで生気と活力を行き渡らせた動きをする</p> <p>4. いかなる抵抗もなく、旺盛なインパリジョンと諸関節の柔軟性が生まれてくると、馬は色々な扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、天性のものと調教の積み重ねによる心身の調和を醸し出す。</p>

改 正 案	現 行
<p>5. 停止の時を含めて馬はいかなる運動中でも「オン・ザ・ビット」の態勢でなければならない。調教の進度に応じて、また歩幅の伸長やコレクションの度合いに応じて、馬がいくぶん頭頸を起揚させてアーチを描き、終始軽くソフトなコンタクトで従順に衡を受け入れている状態を「オン・ザ・ビット」と言う。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面は僅かに垂直線よりも前に出ており、項は頸の最も高い位置にあって屈撓し、選手の要求にいかなる反抗もない。</p>	<p>5. 停止の時を含めて馬はいかなる運動中でも「オン・ザ・ビット」の態勢でなければならない。調教の進度に応じて、また歩幅の伸長やコレクションの度合いに応じて、馬が多少なりとも頭頸を起揚させてアーチを描き、終始軽くソフトなコンタクトで従順に衡を受け入れている場合に「オン・ザ・ビット」の状態にあると言える。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面はわずかに垂直線よりも前に出ており、項は頸の最も高い位置にあって屈撓し、選手の要求にいかなる反抗もない。</p>
<p><6. は現行どおり></p>	
<p>7. <u>ペース</u>の整正さは馬場馬術の必須条件である。</p>	<p>7. 各歩法ならびにその歩度の整正さは馬場馬術の必須条件である。</p>
<p><第 402 条から第 426 条については現行どおり></p>	
<p>第 427 条 服 装 (JEF)</p> <p>1. 保護用ヘッドギアとトップハット／ボーラーハット： 原則として、騎乗する際はいかなる時も、すべての選手（同様にいかなる人物も）は保護用ヘッドギア*を着用しなければならず、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア、ヤングライダーについてはホースインスペクションでも着用が義務づけられる。ホースインスペクションに馬を臨場させる人物も着用が推奨される。 この条文に違反するすべての選手（同様にいかなる人物も）は、保護用ヘッドギアを適正に着用するまで、直ちに騎乗することが禁止される。</p> <p>以下の例外措置を適用する：23歳以上**の選手で7歳以上の馬に騎乗している場合には、保護用ヘッドギアの代わりにトップハット／ボーラーハットを着用してもよい。しかしこの例外措置は、実際の競技および競技直前のウォームアップ（時間をあけずに競技に出場する場合）に限定され、これには厩舎</p>	<p>第 427 条 服 装 (JEF)</p> <p>1. 保護用ヘッドギアとトップハット／ボーラーハット： 騎乗する際はいかなる時も、全てのアスリート（同様にいかなる人物）は保護用ヘッドギア*を着用しなければならない。またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア、ヤングライダーについてはホースインスペクションでも着用が義務づけられる。ホースインスペクションに馬を臨場させる人物も着用が推奨される。 この条文に違反する全てのアスリート（同様にいかなる人物）は、保護用ヘッドギアが適切に着用されるまで、ただちに騎乗することを禁止する。</p> <p>例外：22歳以上**の選手で7歳以上の馬に騎乗している場合は、競技場、競技直前の準備運動場（時間の間隔をあけずに競技に出場する場合）では、保護用ヘッドギアの代わりにトップハット／ボーラーハットを着用することができる。これには厩舎から準備運動場への移動、準備運動場にお</p>

改正案	現行
<p>とウォームアップエリア間の騎乗、ウォームアップエリアでの競技馬への騎乗、厩舎へ戻る際の騎乗が含まれる。演技課目開始時点と終了時点での敬礼、表彰式における褒章受領時とウイニングランの際には（保護用ヘッドギアではなく）トップハット／ボーラーハットをとってもよい。</p>	<p>ける競技馬への騎乗、厩舎への移動を含む。</p>
<p>しかしながら、この例外にあてはまる選手であっても、自身の安全確保のため、常時保護用ヘッドギアを着用することが望ましい。 本規程で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は常に選手自身がリスクを負うことになる。 トップハットのような形をした保護用ヘッドギアは、標準的トップハットと同じ条件で着用が認められる。</p>	<p>しかしながら、この例外にあてはまる選手であっても、自身の安全確保のため、常時保護用ヘッドギアを着用することが望ましい。 本規程で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。 トップハットのような形をした保護用ヘッドギアは、トップハットと同じ条件で着用が認められる。</p>
<p>注記*：保護用ヘッドギアは適用されるFEI一般規程追記Aに定義されている。 注記**：選手は23歳になる年の始め（1月1日）から23歳とみなされる。</p>	<p>注意*：保護用ヘッドギアとは、適用される国際検査基準に準じた、ヘルメットまたはヘッドギアのことをいう。 注意**：アスリートは、22歳を迎える年の始め（1月1日）から22歳であるとみなす。</p>
<p>2. 民間人 主催競技および公認競技会において、以下の服装着用が必須である。 上衣；黒あるいは濃紺の燕尾服またはジャケット（縁飾りは許可される） 保護用ヘッドギアあるいはトップハット／ボーラーハット：黒あるいは濃紺 乗馬ズボン：白またはオフホワイト ストックまたはタイ：白またはオフホワイト 手袋：白またはオフホワイト 長靴：黒（革製品） 拍車：4項を参照のこと</p>	<p>2. 民間人 主催競技および公認競技会において、以下の服装着用が必須である。 上衣：黒あるいは濃紺（対比色の縁飾りは許可される） 保護用ヘッドギア、トップハット／ボーラーハット：黒あるいは濃紺 乗馬ズボン：白かオフホワイト ストックかタイ：白かオフホワイト 手袋：白かオフホワイト 長靴：黒（皮革製品） 拍車：4項を参照のこと</p>
<p>3. 自衛隊関係者、警察官など 自衛隊関係者、警察官などはすべての主催競技および公認競技会において民</p>	<p>3. 自衛隊関係者、警察官など 自衛隊関係者、警察官などはすべての主催競技および公認競技会において民</p>

改 正 案	現 行
<p>間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。<u>保護用ヘッドギア</u>に関する必要条件をすべて遵守しなければならない。</p>	<p>間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。</p>
<p>4. 拍車 拍車の着用は（別表1）馬場馬術課目および馬装基準による。その材質は金属でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかであり、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり、先端が鋭角でない）、自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（「インパルス」拍車）は使用が認められる。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。</p>	<p>4. 拍車 拍車の着用は（別表1）馬場馬術課目および馬装基準による。その材質は金属製でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかであり、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり、自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（“Impuls” spur インパルス拍車）は使用が認められる。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。</p>
<p>5. イヤホンおよび／または他の電子通信機器 主催競技および公認競技会において、選手が競技中にイヤホンや他の電子通信機器を使用することは厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。しかしトレーニング中およびウォームアップ中のイヤホンあるいはこれに類する機器の使用は認められる。</p>	<p>5. イヤホンと／あるいは他の電子通信機器 主催競技および公認競技会において、選手が競技中にイヤホンや他の電子通信機器を使用することは厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。しかしトレーニング中およびウォームアップ中のイヤホンあるいはこれに類する機器の使用は認められる。</p>
<p>第428条 馬 装 運動課目ごとの大小勒・水勒・拍車の使用については、別に定める（別表1）。なお、準備運動場に限り、折り返し手綱の使用を可とする。ただし、大小勒使用時においては不可とする。（JEF）</p>	<p>第428条 馬 装 運動課目ごとの大小勒・水勒・拍車の使用については、別に定める（別表1）。なお、準備運動場に限り、折り返し手綱の使用を可とする。ただし、大小勒使用時においては不可とする。（JEF）</p>
<p>1. 以下が義務づけられている：馬体に密着し、ほぼ垂直に長いあおり革のある馬場鞍、カブソン鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜。カブソン鼻革もグルメットも馬を傷つけるほどきつく締めてはならない。グルメット留め革、およびゴムか革製のグルメットカバーの使用は任意である（図と説明を参照のこと）。勒に詰め物（パッド）をすることは認められる。サドルカバーの使用は認められない。</p>	<p>1. 以下が義務づけられている：馬体に密着し、ほぼ垂直に長いあおり革のある馬場鞍、カブソン鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜。カブソン鼻革およびグルメットは馬を傷つけるほどきつく締めてはならない。グルメット留め革、およびゴムか革製のグルメットカバーの使用は任意である（図と説明を参照のこと）。勒に詰め物（パッド）をすることは認められる。サドルカバーの使用は認められない。</p>

改 正 案	現 行
<p>2. 銜 小勒銜と大勒銜は金属製および／または硬質のプラスチック製でなければならないが、ゴム／ゴム製品でカバーしてもよい。大勒銜の銜枝の長さ（銜身から下の部分）は 10cm までとする。銜枝の上部はその下部よりも長くてはいけない。可動式銜身がついた大勒銜の場合は、銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを 10cm までとする。グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革製、ゴム製、あるいはシープスキンでもよい。小勒銜および／または大勒銜の銜身の直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は 12mm 以上、小勒銜の場合は 10mm 以上とする。審査用紙に記載があれば水勒の使用が許可される。ヤングホース競技に使用する水勒の場合、銜身は直径 14mm 以上でなければならない。ポニーについては直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいは銜枝付近で測る。<u>手綱は銜に装着しなければならない。</u></p>	<p>2. 銜 小勒銜と大勒銜は金属製か硬質のプラスチック製でなければならないが、ゴム／ゴム製品でカバーしてもよい。大勒銜の銜枝の長さ（銜身から下の部分）は 10cm までとする。銜枝の上部はその下部よりも長くてはいけない。可動式銜身がついた大勒銜の場合は、銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを 10cm までとする。グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革製、ゴム製、あるいはシープスキンでもよい。小勒銜および／または大勒銜の銜身の直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は 12mm 以上、小勒銜の場合は 10mm 以上とする。審査用紙に記載があれば水勒の使用が許可される。ヤングホース競技に使用する水勒の場合、銜身は直径 14mm 以上でなければならない。ポニーについては直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいは銜枝付近で測る。</p>
<3. は現行どおり>	
<p>4. 装具 マルタンガール、胸あて、ビットガード、装具（ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネザル・ストリップなど）、およびあらゆる形態のブリンカーもその使用は厳しく禁止され、これに違反した場合は失権となる。本規程第 430 条を参照のこと。</p>	<p>4. 装具 マルタンガール、胸あて、ビットガード、装具（ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネザル・ストリップなど）、およびあらゆる形態の遮眼帯もその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる。本規程第 430 条を参照のこと。</p>
<5. 6. は現行どおり>	
<p>7.1 イヤーフードはすべての競技会で使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードで馬の目を覆つてはならず、また第 428 条 7.2 は例外として耳栓は許可されない。イヤー</p>	<p>7.1 イヤーフードはすべての競技会で使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードで馬の目を覆つてはならず、また第 428 条 7.2 は例外として耳栓は許可されない。イヤー</p>

改 正 案	現 行
<p>フードは控えめな色合いとデザインであること。<u>イヤーフードを鼻革に装着することはできない。</u></p>	<p>フードは控えめな色合いとデザインであること。</p>
<7.2は現行どおり>	
<8. 9. は現行どおり>	
<p>10. 個体識別番号</p> <p>到着時に主催者から個体識別番号を提供される場合には、各馬は競技会期間を通して着用しなければならない。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、(到着時から競技会終了まで)実際に競技を行っている間、また練習およびスクーリングエリアで運動を行っているいかなる時も、あるいは引き馬で歩かせている時もこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の着用を怠った場合は先ず警告カードが渡され、これが繰り返された場合は競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。個体識別番号の文字色は指定しないが、白地に控えめな記載とする。</p>	<p>10. 個体識別番号</p> <p>各馬は、到着時に主催者から提供される個体識別番号を、競技会期間を通して使用する。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、(到着時から競技会終了まで)実際に競技を行っている間、また練習およびスクーリングエリアで運動を行っているいかなる時も、あるいは引き馬で歩かせている時もこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の着用を怠った場合は先ず警告カードが渡され、これが繰り返された場合は競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。</p>
<別表 1A は現行どおり>	
第 429 条 競技場（アリーナ）と練習馬場	別表 1A 許可されている銘の図と説明
<p>1. 主催競技会および公認競技会における審判員数は、別表 1 の通りとする。なお、審判員の配置は、本規程第 429 条 5 による。また、競技場が 20m×40m の場合の寸法および標記は、別表 2 による。(JEF)</p>	<p>第 429 条 競技場（アリーナ）と練習馬場</p> <p>1. 主催競技会および公認競技会における審判員数は、別表 1 の通りとする。なお、審判員の配置は、本規程第 429 条 5 による。また、競技場が 20m×40m の場合の寸法および標記は、別表 2 による。(JEF)</p>
<p>2. アリーナの規格</p> <p>アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差はいかなる場合も60cm以内、短蹄跡ではいかなる場合も20cm以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナフェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある。</p>	<p>2. アリーナの規格</p> <p>アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差はいかなる場合も60cm以内、短蹄跡ではいかなる場合も20cm以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナフェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある。</p>

改 正 案	現 行
<p>ある。これについてはJEFが例外を認めることがある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から2m以上離れてはなければならない。アリーナそのものは高さ約30cmの低い白色フェンス（レールは硬質であってはならない）で囲うこと。A地点でのフェンスは選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。入場口の広さは2メートル以上なければならない。フェンスのレールは馬の蹄が踏み込んで抜けなくならないよう配慮したものであること。</p> <p>レールの構成素材に金属が含まれていてはならないが、材質は問わないものとする。（JEF）</p>	<p>ある。これについてはFEIが例外を認めることがある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から2m以上離れてはなければならない。アリーナそのものは高さ約30cmの低い白色フェンス（レールは硬質であってはならない）で囲うこと。A地点でのフェンスは選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。入場口の広さは2メートル以上なければならない。フェンスのレールは馬の蹄が踏み込んで抜けなくならないよう配慮したものであること。レールの構成素材に金属が含まれていてはならないが、材質は問わないものとする。（JEF）</p>
<p>3. 馬場馬術アリーナフェンスとジャッジボックス／テーブルへの広告表示</p> <p>すべての FEI 選手権大会と FEI 指定シリーズについて、馬場馬術アリーナフェンスでの広報権は唯一 FEI に帰属する。これらの競技会については、組織委員会が FEI より事前に許可を得て、広告スペースを獲得することができる。ただし広告が一切認められない馬場馬術用地点標記とそのホルダーを除く。</p> <p>他のすべての国際競技会については別途 FEI から出された勧告に従い、馬場馬術アリーナフェンスには広告を入れず、その代わりとして広告用ボードの使用を組織委員会に強く推奨する。</p> <p>広告は黒のみで印字し、フェンスの内側にのみ表示でき、A 地点を除くアリーナ地点標記の両側は各々 1.5m 以上広告のないスペースとしなければならない。短蹄跡側の M 地点、C 地点、H 地点は完全に広告のないスペースとする。B 地点と E 地点の両側は各々 3m 以上のスペースをあけること。従って、フェンスには最長 44m まで広告を掲げることが認められることとなる。広告は規則的に設置しなければならず、また長蹄跡での広告掲示は正確に対称な設置とする。</p> <p>スポンサーの商標／ロゴを掲げる場合は高さを 20cm 以内としなければならず、広告は馬場馬術アリーナフェンスの上端に合わせる。広告はアリーナフェンスの内側にのみ設置することができて外側は不可であり、</p>	<p>3. 馬場馬術アリーナフェンスとジャッジボックス／テーブルへの広告表示</p> <p>すべての FEI 選手権大会と FEI 指定シリーズについて、馬場馬術アリーナフェンスでの広報権は唯一 FEI に帰属する。これらの競技会については、組織委員会が FEI より事前に許可を得て、広告スペースを獲得することができる。ただし広告が一切認められない馬場馬術用地点標記とそのホルダーを除く。</p> <p>他のすべての国際競技会については別途 FEI から出された勧告に従い、馬場馬術アリーナフェンスには広告を入れず、その代わりとして広告用ボードの使用を組織委員会に強く推奨する。</p> <p>広告は黒のみで印字し、フェンスの内側にのみ表示でき、A 地点を除くアリーナ地点標記の両側は各々 1.5m 以上広告のないスペースとしなければならない。短蹄跡側の M 地点、C 地点、H 地点は完全に広告のないスペースとする。B 地点と E 地点の両側は各々 3m 以上のスペースをあけること。従って、フェンスには最長 44m まで広告を掲げることが認められることとなる。広告は規則的に設置しなければならず、また長蹄跡での広告掲示は正確に対称な設置とする。</p> <p>スポンサーの商標／ロゴを掲げる場合は高さを 20cm 以内としなければならず、広告は馬場馬術アリーナフェンスの上端に合わせる。広告はアリーナフェンスの内側にのみ設置することができて外側は不可であり、</p>

改 正 案	現 行
<p>JEFと放映局との合意に基づく条件が効力を有するときは、これを尊重しなければならない。</p> <p>フェンスあるいはジャッジボックス／テーブルに掲示する広告はすべて、競技開始までに外国人審判員か外国人技術代表の承認も受ける必要がある。ジャッジボックスの正面につける広告はいかなるものも2mの大きさとする。</p> <p>上述した広告の設置位置条件に従い、JEF承認競技会名および／またはロゴを馬場馬術アリーナフェンスに掲げることは常に許容される。</p> <p>例えば：CDIO アーヘン／CDI5*カンヌ／CDI-W ロンドン</p>	<p>FEIとテレビ放映局との合意に基づく条件が効力を有するときは、これを尊重しなければならない。</p> <p>フェンスあるいはジャッジボックス／テーブルに掲示する広告はすべて、競技開始までに外国人審判員か外国人技術代表の承認も受ける必要がある。ジャッジボックスの正面につける広告はいかなるものも2mの大きさとする。</p> <p>上述した広告の設置位置条件に従い、FEI承認競技会名および／またはロゴを馬場馬術アリーナフェンスに掲げることは常に許容される。</p> <p>例えば：CDIO アーヘン／CDI5*カンヌ／CDI-W ロンドン</p>
<p>4. 地点標記</p> <p>アリーナフェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから50cmほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ位置に印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。</p>	<p>4. 地点標記</p> <p>アリーナフェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから50cmほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ高さに印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。</p>
<p><5.～11.は現行どおり></p> <p>第430条 競技課目の実施</p> <p>JEF公式課目はすべて暗記して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。(JEF)</p>	<p>第430条 競技課目の実施</p> <p>公式課目はすべて暗記して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。(JEF)</p>
<p><1.～3.は現行どおり></p> <p>4. 運動項目実施の誤り (JEF)</p> <p>選手が「運動項目実施の誤り」(速歩ではなく軽速歩をとるなど)を犯した場合は、「経路違反」と同じく減点しなければならない。C 地点審判員が経路違反と判断(ベルを鳴らす)しない限り、原則として選手は運動課目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動</p>	<p>4. 運動項目実施の誤り</p> <p>選手が「運動項目実施の誤り」(速歩ではなく軽速歩をとったり、あるいは敬礼時に片手で手綱を持たないなど)を犯した場合は、「経路違反」と同様に減点しなければならない。C 地点審判員が経路違反と判断(ベルを鳴らす)しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできな</p>

改 正 案	現 行
<p>課目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。</p> <p><5. は現行どおり></p> <p>6. 減点 (JEF)</p> <p>6.1 「経路違反」</p> <p>上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべて減点しなければならない。</p> <p>1回目 2% (JEF注:各審判員の合計得点率から2%減じる) 2回目 失権</p> <p>ヤングホース課目、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア課目での最初の経路違反は各審判員の合計得点率から0.5%が差し引かれ、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。</p> <p>JEF注: JEF制定課目においては、最初の経路違反は各審判員の得点率から0.5%が減点され、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。</p> <p>6.2 その他の違反</p> <p>以下の場合はすべて違反とみなされ、それぞれの違反につき2点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない(自由演技課目を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アリーナ周囲のスペースおよび/またはアリーナ内に鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること ● 馬場馬術用アリーナに鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること。演技開始 	<p>い。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。</p> <p>6. 減点</p> <p>6.1 「経路違反」</p> <p>上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべて減点しなければならない。</p> <p>1回目 2% (JEF注:各審判員の得点率から2%減じる) 2回目 失権</p> <p>ヤングホース課目、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア課目での最初の経路違反は各審判員の得点率から0.5%が差し引かれ、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。</p> <p>JEF注:日本馬術連盟制定課目においては、最初の経路違反は各審判員の得点率から0.5%が減点され、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。</p> <p>6.2 その他の違反</p> <p>以下の場合はすべて違反とみなされ、それぞれの違反につき2点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない(自由演技課目を含む)：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アリーナ周囲のスペースに鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること ● 馬場馬術用アリーナに鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること。演技開始

改 正 案	現 行
<p>後に誤りが判明した場合、C地点の審判員は、選手を止め、必要ならば補助員をアリーナに入れて、これらを外させる。選手は、初めから（この場合は馬場埒の内側から）あるいは止められた運動から再開する。止める前の採点は変更しない。</p> <p>(JEF 注：国内競技に関しては、再開する運動項目は C 地点審判員の指示による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベルの合図前にアリーナへ入場すること ● ベルが鳴ってから 45 秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90 秒以内には入場した場合 ● 自由演技で、音楽が始まってから 20 秒を超過して入場した場合 ● 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも短かたり長かつた場合は、芸術点合計から0.5%が減点される。 ● 選手が敬礼時に片手で手綱をとらなかった場合 	<p>後に誤りが判明した場合、C地点の審判員は、選手を止め、必要ならば補助員を競技場内に入れて、これらを外させる。選手は、初めから（この場合は馬場埒の内側から）あるいは止められた運動から再開する。止める前の採点は変更しない。</p> <p>(JEF 注：国内競技に関しては、再開する運動項目は C 地点審判員の指示による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベルの合図前にアリーナへ入場すること ● ベルが鳴ってから 45 秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90 秒以内には入場した場合 ● 自由演技で、音楽が始まってから 20 秒経過して入場した場合 ● 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも短かたり長かつた場合は、芸術点合計から0.5%が減点される。
<p>7. 失権 <7.1~7.5 は現行どおり></p>	<p>7. 失権</p>
<p>7.6 出血：</p> <p>課目演技中に C 地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑がった場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。</p> <p>大会スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車がある部位に鮮血を認めた場合（第 430 条 10）、同スチュワードは C 地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。血液が馬体に認められた場合には大会獣医師を呼び、当該競技会の後続競技へのこの馬の競技継続適性について判断を求める。</p> <p>上記に従って馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技</p>	<p>7.6 出血：</p> <p>課目演技中に C 地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑がった場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。</p> <p>大会スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車がある部位に鮮血を認めた場合（第 430 条 10）、同スチュワードは C 地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。血液が馬体に認められた場合には FEI 獣医師を呼び、当該競技会の後続競技へのこの馬の競技継続適性について判断を求める。</p> <p>上記に従って馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技</p>

改 正 案	現 行
<p>終了後に出血し始めた場合には、大会獣医師が次の競技前に検査して翌日以降にその馬が競技会で継続出場する適性があるかを判断する。大会獣医師の判断は上訴の対象とならない。</p> <p><7.7 は現行どおり></p> <p><8. ~11. は現行どおり></p> <p><第 431 条～第 433 条は現行どおり></p> <p>第 434 条 順 位</p> <p>1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。係数が設けられているところでは得点に係数を掛け、合算する。その後で、競技課目の実施に誤りがあった場合はその減点を各審査用紙にて差し引く。</p> <p><2. ~5. は現行どおり></p> <p><第 435 条以降は現行どおり></p>	<p>終了後に出血し始めた場合には、大会獣医師が次の競技前に検査して翌日以降にその馬が競技会で継続出場する適性があるかを判断する。大会獣医師の判断は上訴の対象とならない。</p> <p>7</p> <p>第 434 条 順 位</p> <p>1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。係数が設けられているところでは得点に係数を掛け、合算する。その後で、競技課目の実施に誤りがあった場合はその減点を各審査用紙にて差し引く。</p>

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
第 5 編 総合馬術競技	第 5 編 総合馬術競技
総合馬術ビジョン表明 ＜現行通り＞	総合馬術ビジョン表明 ＜現行通り＞
第 1 章 概 要 ＜501 は現行通り＞	第 1 章 概 要 ＜501 は現行通り＞
第 502 条 フォーマットとレベル ＜現行通り> (※別表 1 については修正あり)	第 502 条 フォーマットとレベル ＜現行通り>
＜503～522 は現行通り＞	＜503～522 は現行通り＞
第 6 章 選手と馬のウェルフェア ＜523～524.2.2 までは現行通り>	第 6 章 選手と馬のウェルフェア ＜523～524.2.2 までは現行通り>
524.2.3 ショートフォーマット競技 (CIC) のホースインスペクションにおける選択肢 ショートフォーマット競技では第 1 回ホースインスペクションの実施は任意であるが、これを行う場合には詳細を競技実施要項に記載しなければならない。	524.2.3 ショートフォーマット競技 (CIC) のホースインスペクションにおける選択肢 ショートフォーマット競技では第 1 回ホースインスペクションの実施は任意であるが、これを行う場合には詳細を競技実施要項に記載しなければならない。
第 1 回ホースインスペクションを行わない競技会では、FEI オフィシャル獣医師が本総合馬術規程の第 524 条 1 に定める到着時の獣医検査で、簡単な速歩検査を含めて馬の競技適性を審査しなければならない。FEI オフィシャル獣医師が競技出場には不適性であると判断した馬については、競技	第 1 回ホースインスペクションを行わない競技会では、FEI オフィシャル獣医師が本総合馬術規程の条項 524.1 に定める到着時の獣医検査で、馬の競技適性を審査しなければならない。FEI オフィシャル獣医師が競技出場には不適性であると判断した馬については、競技場審判団へ報告しなければ

改 正 案	現 行
<p>場審判団へ報告しなければならない。</p> <p>ショートフォーマット競技で障害馬術競技が最終競技となる場合は、第2回ホースインスペクションの実施が義務づけられる。</p> <p><524.3～527までは現行通り></p>	<p>ならない。</p> <p>ショートフォーマット競技で障害馬術競技が最終競技となる場合は、第2回ホースインスペクションの実施が義務づけられる。</p> <p><524.3～527までは現行通り></p>
<p>第7章 競技ルール概略</p> <p><528～535.5までは現行通り></p>	<p>第7章 競技ルール概略</p> <p><528～535.5までは現行通り></p>
<p>535.6.1 馬場馬術馴致</p> <p>馬場馬術競技の前に競技用アリーナに馬を馴らすため、<u>状況とタイムテーブル</u>が許せば、組織委員会が同意した時間に、選手とグルームは競技用アリーナの<u>馬場</u>外側を長手綱で常歩させたり引き馬することができる。</p> <p>全天候型の馬場の場合、<u>タイムテーブル</u>が許せば、組織委員会は馬場の内側および／または外側でのスクーリング（選手のみ）<u>を許可</u>することができる。</p> <p><535.7～536.1は現行通り></p>	<p>535.6.1 馬場馬術馴致</p> <p>馬場馬術競技の前に競技用アリーナに馬を馴らすため、可能な状況であれば組織委員会が設定した時間に、選手とグルームは競技用アリーナの<u>外側</u>を長手綱で常歩させたり引き馬することができる。</p> <p>全天候型の場合、組織委員会は馬場の内側および／または外側でのスクーリング（選手のみ）も認めることができる。</p> <p><535.7～536.1は現行通り></p>
<p>536.1.1</p> <p><u>総合馬術</u>においては、馬場馬術アリーナの閉鎖は義務づけられない。</p> <p><536.2～538.1.3.aまでは現行通り></p>	<p><536.2～538.1.3.aまでは現行通り></p>
	<p>538.1.3 拍車</p>

改 正 案	現 行
<p>b) 輪拍－輪拍は3競技種目と練習／ウォームアップで使用が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が無理なく回転するもので、輪自体が丸く滑らかであること（先のとがっているものは認められない）。ポニー競技ではいずれの競技種目でも輪拍は認められない。</p>	<p>b) 輪拍－輪拍は3競技種目と練習／ウォームアップで使用が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が垂直であり無理なく回転するもので、輪自体が丸く滑らかであること（先のとがっているものは認められない）。ポニー競技ではいずれの競技種目でも輪拍は認められない。</p>
<538.1.4 は現行通り>	<538.1.4 は現行通り>
538.2 馬場馬術競技	538.2 馬場馬術競技
<p>538.2.1 狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；手袋；乗馬ズボンは白、淡黄褐色またはクリーム色；長靴（またはショートブーツにフルグレインのスムーズレザー・チャップス）；狩猟帽、保護用ヘッドギアもしくはトップハット。</p>	<p>538.2.1 狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；手袋；白、淡黄褐色またはクリーム色の乗馬ズボン；長靴（またはショートブーツにフルグレインのスムーズレザー・チャップス）；狩猟帽、保護用ヘッドギアもしくはトップハット；保護用ヘッドギアとトップハット／山高帽の着用については馬場馬術規程を参照のこと。</p>
<以下～538.2.2 までは現行通り>	<以下～538.2.2 までは現行通り>
538.3 クロスカントリー競技	538.3 クロスカントリー競技
<p>クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクターの<u>常時着用</u>が義務づけられている。</p>	<p>この競技ではボディプロテクターの着用が義務づけられている。</p>
<538.4～539.2.2 までは現行通り>	<538.4～539.2.2 までは現行通り>
539.2.3 禁止される馬具	539.2.3 禁止される馬具
<p>マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（ペアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる形態の遮眼帯、耳栓、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。馬場馬術規程と上記第538条2.1を参照。</p>	<p>マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（ペアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる形態の遮眼帯、耳栓、フード、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。馬場馬術規程と第538条2.1を参</p>

改正案	現行
<以下～539.3までは現行通り>	照。
539.3.3 障害馬術競技－ブーツ <現行通り>	539.3.3 障害馬術競技－プロテクター <現行通り>
<539.4～540までは現行通り>	<539.4～540までは現行通り>
<p>540.1 例外</p> <p>a) クロスカントリー競技中は鞭やヘッドギア、あるいは眼鏡を下馬せずに手渡してもらうことができる。</p> <p>b) 障害物地点で馬が逃避したため標旗を倒した場合、選手はフェンスジャッジに標旗の再設置を依頼できるが、そのタイムは差し引かれない。</p>	<p>540.1 例外</p> <p>a) クロスカントリー競技中は鞭やヘッドギア、あるいは眼鏡を下馬せずに手渡してもらうことができる。</p> <p>b) 選手はフェンスジャッジに障害減点の有無を尋ね、確認することができる。</p> <p>c) 障害物地点で馬が逃避したため標旗を倒した場合、選手はフェンスジャッジに標旗の再設置を依頼できるが、そのタイムは差し引かれない。</p>
<540.2～541までは現行通り>	<540.2～541までは現行通り>
<p>第8章 馬場馬術競技 <現行通り></p>	<p>第8章 馬場馬術競技 <現行通り></p>
<p>第9章 クロスカントリー競技 <545～547までは現行通り></p>	<p>第9章 クロスカントリー競技 <545～547までは現行通り></p>

改正案	現行																														
<p>第 548 条 採 点</p> <p>548.1 障害物での過失</p> <table border="1"> <tr> <td>過失</td><td>減点</td></tr> <tr> <td>最初の拒止、逃避あるいは巻乗り</td><td>減点 20</td></tr> <tr> <td>同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り</td><td>減点 40</td></tr> <tr> <td>クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り</td><td>失権</td></tr> <tr> <td>クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒</td><td>失権</td></tr> <tr> <td>フランジブル装置の作動</td><td>減点 11^{1*}</td></tr> <tr> <td>危険な騎乗</td><td>減点 25</td></tr> <tr> <td>標旗の外側を飛越</td><td>減点 50</td></tr> </table> <p>1* フランジブル装置が想定内の状況で作動（障害物の形状を変えるほどの馬の重圧が障害物に加わったための作動など）した場合、当該選手に減点 11 が適用される。</p> <p>想定外の作動（僅かな接触による作動など）については、競技場審判団を現場に召集して判断し、減点を取り消すことがある。</p> <p>減点を取り消すか否かの評価で、馬が倒れ込んだのかどうか、あるいは接触が前肢によるものか後肢によるものを調査するために競技場審判団を現場に召集するのではなく、軽く触れただけで想定外の作動が発生したのかを調べるためである。この場合にのみ減点が取り消される。</p> <p>フィールドオブプレイで生じた事例での競技場審判団の判定は競技中のパフォーマンスの事実検証に基づくものであり、一般規程（第 159 条）に則り、これに対する上訴は認められない。（JEF）</p> <p><548.2～549.1.3 までは現行通り></p>	過失	減点	最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20	同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40	クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権	クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権	フランジブル装置の作動	減点 11 ^{1*}	危険な騎乗	減点 25	標旗の外側を飛越	減点 50	<p>第 548 条 採 点</p> <p>548.1 障害物での過失</p> <table border="1"> <tr> <td>過失</td><td>減点</td></tr> <tr> <td>最初の拒止、逃避あるいは巻乗り</td><td>減点 20</td></tr> <tr> <td>同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り</td><td>減点 40</td></tr> <tr> <td>クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り</td><td>失権</td></tr> <tr> <td>クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒</td><td>失権</td></tr> <tr> <td>フランジブル装置の作動</td><td>減点 11^{1*}</td></tr> <tr> <td>危険な騎乗</td><td>減点 25</td></tr> </table> <p>1* 「フランジブル装置の作動」での減点適用に関する説明と手順： フランジブル装置が想定内の状況で作動した場合、当該選手に減点 11 が適用される（障害物に馬の重圧が加わったための作動など）。 想定外の作動（僅かな接触による作動など）については、競技場審判団を現場に召集して判断し、減点を取り消すことがある。 減点を取り消すか否かの評価で、馬が倒れ込んだのかどうか、あるいは接触が前肢によるものか後肢によるものを調査するために競技場審判団を現場に召集するのではなく、軽く触れただけで想定外の作動が発生したのかを調べるためである。 フィールドオブプレイで生じた事例での競技場審判団の判定は競技中のパフォーマンスの事実検証に基づくものであり、一般規程（第 159 条）に則り、これに対する上訴は認められない。（JEF）</p> <p><548.2～549.1.3 までは現行通り></p>	過失	減点	最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20	同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40	クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権	クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権	フランジブル装置の作動	減点 11 ^{1*}	危険な騎乗	減点 25
過失	減点																														
最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20																														
同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40																														
クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権																														
クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権																														
フランジブル装置の作動	減点 11 ^{1*}																														
危険な騎乗	減点 25																														
標旗の外側を飛越	減点 50																														
過失	減点																														
最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20																														
同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40																														
クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権																														
クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権																														
フランジブル装置の作動	減点 11 ^{1*}																														
危険な騎乗	減点 25																														

改 正 案	現 行
549.2 逃避 - 標旗の未通過	549.2 逃避
<p>コースに配置された障害物あるいは障害パーツに向けられたものの、馬がこれを避けてその頭か頸、左右いずれかの肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過できなかった場合は、逃避とみなされる。</p>	<p>コースに配置された障害物あるいは障害パーツに向けられたものの、馬がこれを避けてその頭か頸、いずれかの肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過できなかった場合は、逃避とみなされる。</p>
<p>馬が明らかに障害物あるいは障害パーツを飛越しようとしたものの標旗を通過しそこねた場合、当該選手は以下のいずれかを選択できる：</p>	<p>注記：「馬の頭や頸、両肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過した場合、馬はこの障害物をクリアしたとみなされる。」</p>
<p>a) 馬を再度、障害物に向ける（自動的に減点 20 が加算される）、または b) 障害物あるいは障害パーツを正しくクリアできていない場合に走行を継続して減点 50 の加算を受ける（失権ではない）</p>	
<p>注記：「馬の頭や頸、両肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過した場合、馬はこの障害物をクリアしたとみなされる。」</p>	
<p><549.2.1～549.5.2 までは現行通り></p>	<p><549.2.1～549.5.2 までは現行通り></p>
<p>第 10 章 障害馬術競技</p>	<p>第 10 章 障害馬術競技</p>
<p><現行通り></p>	<p><現行通り></p>
<p>付則</p>	<p>付則</p>
<p><付則 A～F-8 までは現行通り></p>	<p><付則 A～F-8 までは現行通り></p>
<p>付則 F-9、F-10、付則 G、H、I は主催および公認競技会では適用しない。 <以下現行通り></p>	<p>付則 F-9、F-10、付則 G、H は主催および公認競技会では適用しない。 <以下現行通り></p>
<p>用語集 <抜粋></p>	<p>用語集 <抜粋></p>
<p><現行通り></p>	<p><現行通り></p>
<p>別表 1 競技会のカテゴリーとレベル (502 条)</p>	<p>別表 1 競技会のカテゴリーとレベル (502 条)</p>
<p>※差し替え (別紙)</p>	

【改正案】

別表1 競技会のカテゴリーとレベル (502条)

名 称	プレノービス EV80 (P/N)	ノービス EV90 (N)	トレーニング EV100 (T)	CNC-Y クラス	CNC★ クラス	CNC★★ クラス	CNC★★★ クラス
対 象	新馬 新人	シニア チルドレン	シニア ジュニア	ヤング	シニア ★	シニア ★★	シニア ★★★
馬場馬術	総合馬術 初級課目 <u>2008A</u>	総合馬術 初級課目 2008A 中級課目 <u>2017</u>	2015 CCI/CIC ★B 総合馬術 上級課目 <u>2017</u>	2009 CCI/CIC ★★A	2015 CCI/CIC★ A/B A/奇数年 B/偶数年	2015 CCI/CIC★★ A/B A/奇数年 B/偶数年	2015 CCI/CIC★★★ A/B A/奇数年 B/偶数年
クロスカントリー							
全 長	1,500- 2,000m	1,800- 2,300m	2,000- 2,500m	2,500- 3,000m	2,400- 3,200m	2,800- 3,600m	2,800- 3,600m
最大速度	400mpm	450mpm	500mpm	500mpm	520mpm	550mpm	550mpm
最大飛越数	18 個	22 個	26 個	20-26 個	30 個	34 個	34 個
高 さ							
固定障害	H80cm	H90cm	H100cm	H105cm	H110cm	H115cm	H115cm
プラッシュ	H100cm	H110cm	H120cm	H120cm	H130cm	H135cm	H135cm
幅							
一番高い部分	W110cm	W120cm	W130cm	W130cm	W140cm	W160cm	W160cm
土台	W120cm	W150cm	W180cm	W180cm	W210cm	W240cm	W240cm
高さのない 障害	W160cm	W200cm	W240cm	W240cm	W280cm	W320cm	W320cm
飛び降りの 高さ	H100cm	H120cm	H140cm	H140cm	H160cm	H180cm	H180cm
障害飛越							
距 離	350- 400m	350- 400m	350- 400m	350- 400m	350- 450m	400- 500m	400- 500m
最大速度	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm
障害数 /最大飛越数	9-10 /12	9-10 /12	10-11 /13	10-11 /13	10-11 /13	10-11 /14	10-11 /14
高 さ	H90cm	H100cm	H105cm	H110cm	H115cm	H120cm	H120cm
幅 (一番高い部分)	W110cm	W120cm	W130cm	W130cm	W140cm	W150cm	W150cm
土台・三段	W130cm	W150cm	W170cm	W150cm	W190cm	W210cm	W210cm

(障害馬術)

※ アリーナの広さが 2300 平方 m 未満はどのレベルでも 325mpm

※ アリーナの広さが 5000 平方 m 未満は★★★も 350mpm

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
第8編 エンデュランス競技	第8編 エンデュランス競技
<800～801.3までは現行通り>	<800～801.3までは現行通り>
801.4 車両用の公共舗装道路はコースの10%を超えてはならない。	801.4 コースの10%を超えて車両用の舗装道路を含めるべきではない。
<801.4.1～801.8.2までは現行通り>	<801.4.1～801.8.2までは現行通り>
801.8.3 馬は常時、獣医師団または競技場審判団、またはスチュワードからはっきり見える状態になければならない。観察を妨げるようなスクリーンや備品、またはいかなる種類のバリアの使用も認められず、これに違反した場合は失格となる。(JEF)	801.8.3 馬は常時、獣医師団や競技場審判団、スチュワードからはっきり見える状態になければならない。観察を妨げるようなスクリーンや備品、またはいかなる種類のバリアの使用も認められず、これに違反した場合は失格となる。(JEF)
<802.1～805.3までは現行通り>	<802.1～805.3までは現行通り>
805.4 数日間にわたって開催される競技会の2日目以降は、一斉スタート方式または時間差スタート方式を採用することができる。時間差スタート方式を採用する場合、人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差をおいて翌日もスタートするものとする。組織委員会と協議のうえ、競技場審判団長と技術代表が定める時間帯(例:1時間)についてはこの方法が適用される。その後は残っている選手の一斉スタートとなる。	805.4 数日間にわたって開催される競技会では、初日以外に一斉スタート方式を採用してはならない。人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差をおいて翌日もスタートするものとする。組織委員会と協議のうえ、競技場審判団長と技術代表が定める時間帯(例:1時間)についてはこの方法が適用される。その後は残っている選手の一斉スタートとなる。

改 正 案	現 行
<806~810.4までは現行通り>	<806~810.4までは現行通り>
<p>810.5 馬の耳には何かを詰めたり、何かをつけてはならない。※太字に <u>変更</u> 馬の耳が塞がっていてはならない。耳栓の使用は禁止する。ブリンカーは許可されるが、前方の視界が全面的に確保されており、何らかの加工がされておらず、かつ獣医関門の中では外さなければならなければならない。ブリンカーの定義は以下の通りとする。</p>	<p>810.5 馬の耳には何かを詰めたり、何かをつけてはならない。馬の耳が塞がっていてはならない。耳栓の使用は禁止する。ブリンカーは許可されるが、前方の視界が全面的に確保されており、何らかの加工がされておらず、かつ獣医関門の中では外さなければならなければならない。ブリンカーの定義は以下の通りとする。</p>
<以下現行通り>	<以下現行通り>
<p>第 811 条 残虐虐待行為 <現行通り></p>	<p>第 811 条 残虐行為 <現行通り></p>
<p>第 812 条 負担重量 812.1 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)</p>	<p>第 812 条 負担重量 812.1 全日本選手権競技において、選手の最低負担重量は全乗馬用具を含めて 70~75kg とする(第 812 条 6)。詳細は実施要項にて発表する。(JEF)</p>
<812.2~812.3は現行通り>	<812.2~812.3は現行通り>
<p>813.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)</p>	<p>812.4 ヤングライダーと／あるいはジュニア競技には最低負担重量を設けない。</p>
<812.5~813.1は現行通り>	<812.5~813.1は現行通り>
<p>813.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF) 以下現行通り</p>	<p>813.2 チーム：チーム内上位 3 人馬コンビネーションの最終成績を合計して、総走行時間の最も短いチームが優勝となる。この合計時間</p>

改正案	現行
<p><813.3～815.3は現行通り></p>	<p>が同じとなった場合は、チーム内上位3人馬で3番目の成績であつた人馬の走行時間が最も短いチームを優勝とする。順位のついた選手が3名未満であったチームは、団体順位の対象とならない。</p>
<p>815.3.1 JEF 非公認含むすべてのエンデュランス競技会に出場した馬については、次の競技会出場前に強制休養期間を与えなければならない。起算日は、競技の終わった日（規定上の完走許容時間）の翌日とし、次の競技発走時の前日までとする。：</p>	<p><813.3～815.3は現行通り></p>
<p>走行した距離</p> <p>スタート - <u>46km</u>以下 5日</p>	<p>815.3.1 競技会に出場した馬については、次の競技会出場前に強制休養期間を与えなければならない。<u>起算日は、競技の終わった日（規定上の完走許容時間）の翌日とし、次の競技発走時の前日までとする。</u>：</p>
<p><u>走行した距離</u></p> <p>スタート - <u>46km</u>以下 5日 (棄権の場合のみ)</p>	<p><u>走行した距離</u></p> <p>スタート - <u>40km</u>以下 5日 (棄権の場合のみ)</p>
<p><u>46km</u>超 <u>86km</u>以下 12日</p>	<p>スタート - <u>80km</u>以下 12日</p>
<p><u>86km</u>超 <u>126km</u>以下 19日</p>	<p><u>80km</u> < <u>120km</u>以下 19日</p>
<p><u>126km</u>超 <u>146km</u>以下 26日</p>	<p><u>120km</u> < <u>140km</u>以下 26日</p>
<p><u>146km</u>超 33日</p> <p>この強制休養期間は侵襲的治療が行われた場合や異常歩様の失権の場合は延長される。</p> <p>休養期間の総時間は、最大の走行制限時間をとった場合の競技走行を終了した日の深夜（24:00）に始まり、休養期間最終日を終える同時刻までとする。公表された当該馬の次の競技走行開始時刻は休養期間終了後としなければならない。<u>(JEF)</u></p>	<p>この強制休養期間は侵襲的治療が行われた場合や異常歩様の失権の場合は延長される。</p> <p>休養期間の総時間は、最大の走行制限時間をとった場合の競技走行を終了した日の深夜（24:00）に始まり、休養期間最終日を終える同時刻までとする。公表された当該馬の次の競技走行開始時刻は休養期間終了後としなければならない。</p>

改 正 案	現 行												
<p>815.3.2 侵襲的治療による強制休養期間 (JEF)</p> <p>皮膚を穿刺あるいは切開、もしくは何らかの器具や異物を体内に入れる行為がからむ馬の治療はすべて侵襲的治療とみなされる。 (このルールの例外は、電解質の経口投与か鍼治療である。) 失権となつた馬で、何らかの代謝状態が診断されながらも未治療の場合は馬のウェルフェアを危うくする、あるいは脅かすものであり、侵襲的治療が必要な状況とみなされる。競技会が終了した時点で、獣医師代表と救護獣医師には治療を行った馬を1例ずつ見直し、強制休養となる緊急の侵襲的治療か、あるいは強制休養を伴わない認可治療であったかを分類する責務がある。</p> <p>継続する1年間にJEF非公認含むすべてのエンデュランス競技会にて緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となつた馬については、次の競技に出場する前に以下に示す強制休養期間を与えなければならない。</p> <table border="0" data-bbox="406 827 1028 906"> <tr> <td>侵襲的治療</td> <td>1回目</td> <td>合計 60 日間</td> </tr> <tr> <td>侵襲的治療</td> <td>2回目</td> <td>合計 90 日間</td> </tr> </table> <p>2回連続して、あるいは3ヶ月間に2回にわたって緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となつた馬については、2回目の事例の強制休養期間に加えて、さらなる延長休養期間が適用される場合がある。</p>	侵襲的治療	1回目	合計 60 日間	侵襲的治療	2回目	合計 90 日間	<p>815.3.2 侵襲的治療による休養期間延長 (JEF)</p> <p>皮膚を穿刺あるいは切開、もしくは何らかの器具や異物を体内に入れる行為がからむ馬の治療はすべて侵襲的治療とみなされる。 (このルールの例外は、電解質の経口投与か鍼治療である。) 失格となつた馬で、何らかの代謝状態が診断されながらも未治療の場合は馬のウェルフェアを危うくする、あるいは脅かすものであり、侵襲的治療が必要な状況とみなされる。競技会が終了した時点で、獣医師代表と救護獣医師には治療を行った馬を1例ずつ見直し、強制休養となる緊急の侵襲的治療か、あるいは強制休養を伴わない認可治療であったかを分類する責務がある。</p> <p>継続する1年間に競技会にて緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となつた馬については、次の競技に出場する前に以下に示す強制休養期間を与えなければならない。</p> <table border="0" data-bbox="1388 795 2010 874"> <tr> <td>侵襲的治療</td> <td>1回目</td> <td>合計 60 日間</td> </tr> <tr> <td>侵襲的治療</td> <td>2回目</td> <td>合計 90 日間</td> </tr> </table> <p>2回連続して、あるいは3ヶ月間に2回にわたって緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となつた馬については、2回目の事例の休養期間に休養期間延長が適用される。</p>	侵襲的治療	1回目	合計 60 日間	侵襲的治療	2回目	合計 90 日間
侵襲的治療	1回目	合計 60 日間											
侵襲的治療	2回目	合計 90 日間											
侵襲的治療	1回目	合計 60 日間											
侵襲的治療	2回目	合計 90 日間											
<p>815.3.3 異常歩様による延長休養期間 (JEF)</p> <p>継続する1年間にJEF非公認含むすべてのエンデュランス競技会にて異常歩様のため失権となつた馬については、次の競技に出場する前に条項815.3.1に定める強制休養期間に加えて、以下に示す延長休養期間を与えなければならない。</p> <table border="0" data-bbox="406 1303 1028 1383"> <tr> <td>異常歩様</td> <td>1回目</td> <td>14日を追加</td> </tr> <tr> <td>異常歩様</td> <td>2回目</td> <td>21日を追加</td> </tr> </table> <p>2回連続して競技会にて異常歩様のため失権となつた馬について</p>	異常歩様	1回目	14日を追加	異常歩様	2回目	21日を追加	<p>815.3.3 異常歩様による休養期間延長 (JEF)</p> <p>継続する1年間に競技会にて異常歩様のため失権となつた馬については、次の競技に出場する前に条項815.3.1に定める休養期間に加えて、以下に示す強制休養期間を与えなければならない。</p> <table border="0" data-bbox="1388 1303 2010 1383"> <tr> <td>異常歩様</td> <td>1回目</td> <td>14日を追加</td> </tr> <tr> <td>異常歩様</td> <td>2回目</td> <td>21日を追加</td> </tr> </table> <p>2回連続して競技会にて異常歩様のため失権となつた馬について</p>	異常歩様	1回目	14日を追加	異常歩様	2回目	21日を追加
異常歩様	1回目	14日を追加											
異常歩様	2回目	21日を追加											
異常歩様	1回目	14日を追加											
異常歩様	2回目	21日を追加											

改 正 案	現 行
<p>は、2回目の事例の<u>延長休養期間追加</u>に加えて、さらなる<u>延長休養期間</u>が適用される場合がある。 <u>継続する1年間に3回連続して競技会にて異常歩様のため失権なった場合は、次の延長休養期間が追加される：</u> <u>異常歩様3回目</u> <u>90日を追加</u></p>	<p>は、2回目の事例の期間追加に更に休養期間延長が加算される。 3回連続して競技会にて異常歩様のため失権なった場合は、次の強制休養期間となる： <u>異常歩様3回目</u> <u>90日を追加</u></p>
<p>815.3.4 継続する1年間に4回連続して競技会にて異常歩様のため失権となつた馬については、次の競技会へ出場する前に6ヶ月の強制休養期間を与え、最初の競技の4週間前には獣医検査に合格しなければならない。 <u>5回連続して競技会にて異常歩様のため失権となつた馬については、それ以降のエンデュランス競技出場は禁止となる。(JEF)</u></p>	<p>815.3.4 継続する1年間に4回の競技会にて異常歩様のため失権となつた馬については、次の競技会へ出場する前に6ヶ月の強制休養期間を与え、最初の競技の4週間前には獣医検査に合格しなければならない。 続けて5回以上の競技会にて異常歩様のため失権となつた馬については、それ以降のエンデュランス競技出場は禁止となる。(JEF)</p>
<p>815.3.5 JEF 非公認の国内競技会の完走成績は、JEF 非公認含むすべてのエンデュランス競技における連続する異常歩様または代謝異常のため失権となつた馬に適用される休養期間に影響しない (JEF)</p>	
<p><以下から 820.9 は現行通り></p> <p>820.10 獣医専門への到着時刻が記録されなければならず、また本規程に従い競技会実施要項に記載されたプレゼンテーションタイム内に馬を臨場させ、獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。</p> <p><以下現行通り></p>	<p><以下から 820.9 は現行通り></p> <p>820.10 獣医専門への到着時刻が記録されなければならず、また本規程に従い競技会実施要項に記載された時間内に馬を臨場させ、獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。</p> <p><以下現行通り></p>
<p>820.11 獣医師団あるいは競技場審判団が必要と判断した場合は、この検査時間内で馬を1回に限らず検査することができる。しかし規定のプレゼンテーションタイム内に当該馬は心拍数の回復、代謝機能の安定、歩様の健常性という3つの判断基準に基づいて競技を</p>	<p>820.11 獣医師団あるいは競技場審判団が必要と判断した場合は、この検査時間内で馬を1回に限らず検査することができる。しかし規定の検査時間内に当該馬は心拍数の回復、代謝機能の安定、歩様の健常性という3つの判断基準に基づいて競技を継続するに足る健</p>

改 正 案	現 行
<p>継続するに足る健康状態であることを示さなければならない。</p> <p><820.12~820.13 は現行通り></p>	<p>康状態であることを示さなければならない。</p> <p><820.12~820.13 は現行通り></p>
<p>820.14 技術代表あるいは競技場審判団は、獣医師団とともに、異常な気象条件やその他異常事態に応じて休止時間の長さを変更することができる。このような変更は当該区間の開始前に選手および／またはチーム監督全員へ通知しなければならない。<u>馬のウェルフェアと選手の安全を守るため、獣医師団は技術代表および競技場審判団と協議のうえライド条件のウェルフェアへの影響を査定し（第 800 条 4.1）、検査への馬の臨場と心拍数について適正な変更を競技場審判団へ助言する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心拍数上限を下げる ・プレゼンテーションタイムを短縮する、および ・馬のウェルフェアに影響する休止時間を延長する。 <p><u>獣医師団長、競技場審判団長は競技中、各インスペクションで通過しなかった馬の頭数とともにライド条件を監視していなければならない。馬の保護のため、インスペクション条件に変更を加えることは彼らの責任である。（JEF）</u></p>	<p>820.14 技術代表あるいは競技場審判団は、獣医師団とともに、極度の気象条件やその他異常事態に応じて計時休止の長さを変更することができる。このような変更は当該区間の開始前に選手および／またはチーム監督全員へ通知しなければならない。</p>
<p><820.15~821.1.5 は現行通り></p> <p>821.2 ホースインスペクション：心拍数の再インスペクション；再インスペクションの要請；<u>義務的な再インスペクション</u>；最終インスペクション</p>	<p><820.15~821.1.5 は現行通り></p> <p>821.2 ホースインスペクション：心拍数の再インスペクション；再インスペクションの要請；全頭対象の再インスペクション；最終インスペクション</p>

改 正 案	現 行
<821.2.1~821.2.13.1までは現行通り>	<821.2.1~821.2.13.1までは現行通り>
821.2.13.2 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈した場合、当該馬は3名の獣医パネルにより再度、速歩での検査を受ける。3名の獣医師が <u>協議せず</u> に匿名での合否判定投票を行い、直接その結果を競技場審判団メンバーに通知する。	821.2.13.2 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈した場合、当該馬は3名の獣医パネルにより再度、速歩での検査を受ける。3名の獣医師による再検討した後に匿名での合否判定投票を行い、直接その結果を競技場審判団メンバーに通知する。
821.2.13.3 疑わしい場合は馬と選手に有利となるよう、これら3名の獣医師の誰でも投票前に当該馬の速歩をもう一度要請することができます。その要請は競技場審判団メンバーに伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。最終判断は獣医師3名が協議をせず個々に投票した多数決によって決定し、これが最終決定となる。	821.2.13.3 これら3名の獣医師はいずれも、馬と選手が有利になるよう、投票前にさらに当該馬に速歩をさせることができる。その要請は競技場審判団メンバーに伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。最終判断は獣医師3名が協議をせず個々に投票した多数決によって決定し、これが最終決定となる。
<821.2.13.4~827までは現行通り>	<821.2.13.4~827までは現行通り>
<u>第828条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)</u>	
<以下現行通り>	<以下現行通り>

【改正案】

③総合馬術競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、各クラスの選手、馬匹ごとに集計する。

総合馬術ポイント配点基準

順位	クラス					
	CCI/CIC/CCN/CNC			トレーニング EV100	ノービス EV90	プレノービス EV80
	3*	2*	1*			
1	300	250	200	30	25	20
2	280	240	180	28	24	18
3	260	220	160	26	22	16
4	240	200	140	24	20	14
5	220	180	120	22	18	12
6	200	160	110	20	16	11
7	180	140	90	18	14	9
8	160	130	80	16	13	8
9	140	120	70	14	12	7
10	120	100	60	12	10	6
11	100	80	50	10	8	5
12	90	70	40	9	7	4
13	80	60	30	8	6	3
14	70	50	20	7	5	2
15	60	40	10	6	4	1

④エンデュランス競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、選手、馬匹ごとに集計する。

【距離ポイント】

距離ポイントは完走人馬に下記の通り付与する。

距離	距離ポイント
160Km	60
120Km	44
80Km	28
60Km	20

【順位ポイント】

- ・出走頭数の上位 1/2 の人馬に順位ポイントを与える。
- ・第 1 位の順位ポイントは出走頭数を 2 で除した数とする。順位が 1 位下がる毎に 1 ポイントずつ減じて順位ポイントを付与する。
- ・出走頭数が奇数の場合、第 1 位の順位ポイントは出走頭数を 2 で除し、繰り上げた数とする。
- ・失権もしくは棄権した人馬にはポイントを与えない。

【ベストコンディション賞ポイント】 3 ポイント

(別表1)

馬場馬術課目および馬装基準

	馬 場 馬 術 課 目 名	満点	参考時間	大小 勒	水勒	拍車	審判 員数	馬場 サイズ
F E I 制 定 課 目	FEI グランプリ馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>	500	5'45"	必 須	不 可	必 須	3 名 以 上	20 m x 60 m
	FEI グランプリスペシャル馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>	510	6'40"					
	FEI 自由演技グランプリ馬場馬術課目 2009	200	5'30"~6'00"					
	FEI インターメディエイト I 馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>	380	5'30"					
	FEI インターメディエイト A 馬場馬術課目	360	5'10"					
	FEI インターメディエイト B 馬場馬術課目	420	5'45"					
	FEI インターメディエイト II 馬場馬術課目	380	5'25"					
	FEI 自由演技インターメディエイト I 馬場馬術課目 2009	200	4'30"~5'00"					
	FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>	380	5'50"					
	FEI ヤングライダー グランプリ 16-25 馬場馬術課目	430	6'00"					
	FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>	380	5'15"					
	FEI ヤングライダー団体競技馬場馬術課目 (FEI セントジョージ賞典)	380	5'50"					
	FEI ヤングライダー予選競技馬場馬術課目	360	4'45"					
	FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2009	200	4'30"~5'00"					
J E F 制 定 課 目	FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>	380	5'15"	不 可	可 能	任 意	3 名 以 内	20 m x 60 m
	FEI ジュニアライダー団体競技馬場馬術課目	370	5'40"					
	FEI ジュニアライダー予選競技馬場馬術課目	340	4'45"					
	FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2009	200	4'30"~5'00"					
	FEI チルドレンライダー個人競技馬場馬術課目	320	3'50"					
	FEI チルドレンライダー団体競技馬場馬術課目	300	3'55"					
	FEI チルドレンライダー予選競技A馬場馬術課目	260	3'30"					
	FEI チルドレンライダー予選競技B馬場馬術課目	300	3'50"					
	JEF 自由演技団体成年馬場馬術課目	200	4'30"~5'00"	必 須	不 可	必 須	3 名 以 内	20 m x 60 m
	Sクラス	JEF 馬場馬術競技 S2課目 2013	380					
		JEF 馬場馬術競技 S1課目 2013	300					
	Mクラス	JEF 馬場馬術競技 M2課目 2013	330					
		JEF 馬場馬術競技 M1課目 2013 <u>(2017年改定版)</u>	370					
	Lクラス	JEF 馬場馬術競技 L2課目 2013 <u>(2017年改定版)</u>	290					
		JEF 馬場馬術競技 L1課目 2013 <u>(2017年改定版)</u>	290					
	Aクラス	JEF 馬場馬術競技 A5課目 2013	250	可 能	可 能	任 意	2 名	20m x 40m
		JEF 馬場馬術競技 A4課目 2013	230					
		JEF 馬場馬術競技 A3課目 2013	230					
		JEF 馬場馬術競技 A2課目 2013	170					
		JEF 馬場馬術競技 A1課目 2013	150					
総 合 馬 術	FEI 総合馬術競技3スター 2015 馬場馬術課目A	260	5'00"	可 能	可 能	任 意	3 名 以 内	20 m x 60 m
	FEI 総合馬術競技3スター 2015 馬場馬術課目B	260	5'00"					
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目A	240	5'00"					
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目B	240	5'00"					
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目A	240	5'00"					
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目B	240	5'00"					
	FEI 総合馬術競技1スター 2015 馬場馬術課目A	230	4'30"	不可	必 須	任 意	2 名	20 m x 60 m
	FEI 総合馬術競技1スター 2015 馬場馬術課目B	220	4'00"					
	総合馬術上級課目2017	250	4'30"					
	総合馬術中級課目2017	230	4'15"					
	総合馬術初級課目2008A	210	6'00"					

* Aクラスは初級課目とし、経験の浅い人馬対応の課目

* L,M,SクラスはF E I セントジョージ課目へのステップとしての課目

馬場馬術課目の改訂について

FEIグランプリ馬場馬術課目

	順序	運動課目	最高点	採点	修正	係数	合計	着眼点	観察所見
2009	26.	I 右ヘビルーエット C 右手前蹄跡に入る	10			2		収縮、セルフキャリッジ、バランス 大きさ、諸関節の柔軟性、屈曲 正しい歩数（6-8歩） 前後の駆歩の質	
	27.	M 収縮速歩へ移行 MR 収縮速歩	10					流暢さ；明確さ、 スムーズな移行の実施	
	28.	RK 伸長速歩 KA 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展、両移行	
2017改	順序	運動課目	最高点	採点	修正	係数	合計	着眼点	観察所見
	26.	I 右ヘビルーエット C 右手前蹄跡に入る CM 収縮駆歩	10			2		収縮、セルフキャリッジ、バランス 大きさ、諸関節の柔軟性、屈曲 正しい歩数（6-8歩） 前後の駆歩の質	
	27.	M 収縮速歩 MR 収縮速歩	10					流暢さ；明確さ、 スムーズな移行の実施	
	28.	RK 伸長速歩 K 収縮速歩 KA 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展、両移行、コレクション	

FEIグランプリスペシャル馬場馬術課目

	順序	運動課目	最高点	採点	修正	係数	合計	着眼点	観察所見
2009	29.	G 右ヘビルーエット C 右手前蹄跡へ入る	10			2		収縮、セルフキャリッジ、バランス 大きさ、諸関節の柔軟性、屈曲 正しい歩数（6-8歩） 前後の駆歩の質	
	30.	MR 収縮速歩 RF 伸長速歩 FA 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展	
	31.	収縮速歩-伸長速歩-収縮速歩の移行	10					リズムの維持、流暢さ、 明確でスムーズな移行の実施 フレームの変化	
2017改	順序	運動課目	最高点	採点	修正	係数	合計	着眼点	観察所見
	29.	G 右ヘビルーエット C 右手前蹄跡へ入る CM 収縮駆歩	10			2		収縮、セルフキャリッジ、バランス 大きさ、諸関節の柔軟性、屈曲 正しい歩数（6-8歩） 前後の駆歩の質	
	30.	M 収縮速歩 MR 収縮速歩	10					流暢さ 明確でスムーズな移行の実施 コレクション	
	31.	RF 伸長速歩 F 収縮速歩 FA 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展、両移行、コレクション	

FEIインターメディエイト馬場馬術課目

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採 点	修 正	係 数	合 計	着 眼 点	観 察 所 見
2009	2.	C HXF FA	左手前蹄跡に入る 伸長速歩 収縮速歩	10				整正、伸縮性、バランス 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展、両移行	
	11.	RMGH	収縮常歩	10			2	整正、背の柔軟、活発さ 歩巾の短縮と運歩の高揚 セルフキャリッジ 常歩への移行	
	23.	CM MXK KA	収縮速歩 伸長速歩 収縮速歩	10				整正、伸縮性、バランス 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展	
	24.		Cおよび、MとKでの移行	10				リズムの維持、流暢さ 明確でスムーズな移行の実施 フレームの変化	
2017改	順 序	運動 課 目	最 高 点	採 点	修 正	係 数	合 計	着 眼 点	観 察 所 見
	2.	C HXF F FA	左手前蹄跡に入る 伸長速歩 収縮速歩 収縮速歩	10				整正、伸縮性、バランス 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展、両移行 コレクション	
	11.	R RMGH	収縮常歩 収縮常歩	10			2	整正、背の柔軟、活発さ 歩巾の短縮と運歩の高揚 セルフキャリッジ 常歩への移行	
	23.	C CM	収縮速歩 収縮速歩	10				流暢さ 明確でスムーズな移行の実施 コレクション	
	24.	MXK	伸長速歩 K KA	10				整正、伸縮性、バランス 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展 両移行、コレクション	

FEIセントジョージ賞典馬場馬術課目

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採 点	修 正	係 数	合 計	着 眼 点	観 察 所 見
2009	6.	HXF FAK	伸長速歩 収縮速歩	10				整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展 中間速歩との差異	
	7.		HとFでの移行	10				リズムの維持、流暢さ、正確で スムーズな移行の実施 フレームの変化	
2017改	順 序	運動 課 目	最 高 点	採 点	修 正	係 数	合 計	着 眼 点	観 察 所 見
	6.	HXF F	伸長速歩 収縮速歩	10				整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展 中間速歩との差異	
	7.	FAK	HとFでの移行 収縮速歩	10				リズムの維持、流暢さ、正確で スムーズな移行の実施 フレームの変化、コレクション	

FEIヤングライダー個人競技馬場馬術課目

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採 点	修 正	係 数	合 計	着 眼 点	観 察 所 見
2009	6.	BH 中間速歩 HC 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、 歩巾とフレームの伸展、両移行	
	8.	MXK 伸長速歩 KA 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展 中間速歩との差異	
	9.	M と K での移行	10					リズムの維持、流暢さ 明確でスムーズな移行の実施 フレームの変化	
	12.	EM 中間速歩 MC 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、 歩巾とフレームの伸展、両移行	
	13.	CH 中間常歩	10					整正、背の柔軟、活発さ、 歩巾とフレームの適度な伸展、 肩の自由さ、常歩への移行	
	14.	HB 伸長常歩	10			2		整正、背の柔軟、活発さ、 オーバートラック、肩の自由さ ハミへの伸展	
	15.	BPL 収縮常歩	10					整正、背の柔軟、活発さ、 歩巾の短縮と運歩の高揚 セルフキャリッジ	
2017改	順 序	運動 課 目	最 高 点	採 点	修 正	係 数	合 計	着 眼 点	観 察 所 見
	6.	BH 中間速歩 H 収縮速歩 HC 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、歩巾とフレームの伸展 両移行、コレクション	
	8.	MXK 伸長速歩 K 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、オーバートラック フレームの伸展 中間速歩との差異	
	9.	M と K での移行 KA 収縮速歩	10					リズムの維持、流暢さ 明確でスムーズな移行の実施 フレームの変化、コレクション	
	12.	EM 中間速歩 M 収縮速歩 MC 収縮速歩	10					整正、伸縮性、バランス、 後躯の活力、歩巾とフレームの伸展 両移行、コレクション	
	13.	C 中間常歩 CH 中間常歩	10					整正、背の柔軟、活発さ、 歩巾とフレームの適度な伸展、 肩の自由さ、常歩への移行	
	14.	HB 伸長常歩	10			2		整正、背の柔軟、活発さ、 オーバートラック、肩の自由さ ハミへの伸展	
	15.	B 収縮常歩 BPL 収縮常歩	10					整正、背の柔軟、活発さ、 歩巾の短縮と運歩の高揚 セルフキャリッジ	

FEIジュニアライダー個人競技馬場馬術課目

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採 点	修 正	係 数	合 計	着 眼 点	観 察 所 見
2009	2.	C HXF FAK	左手前蹄跡に入る 中間速歩 収縮速歩	10				整正、エラスティシティー、 バランス、後躯のエンゲイメント、 ステップとフレームの伸展、両移行	
	7.	MXK KAF	伸長速歩 収縮速歩	10				整正、エラスティシティー、 バランス、後躯のエネルギー、 踏み込み、フレームの伸展 中間速歩との違い	
	8.		M,K地点での移行	10				リズムの維持、流暢さ、 移行の明確でスムーズな実施 フレームの変化	
	12.	C前 C H G GH	収縮常歩 左手前蹄跡に入る 左へ回転 左へハーフピルエット 収縮常歩	10				ハーフピルエットにおける 整正、活発さ、収縮、大きさ、 フレクション、屈曲 前進気勢 4ビートの維持	
	15.	BPL	収縮常歩	10				整正、背のサブルネス、 ステップの短縮と高揚、活発さ、 セルフキャリッジ	
	20.	HP	中間駆歩	10				駆歩の質、ストライドとフレームの伸展、 バランス、アップヒル傾向、 真直性	
	21.	P PF	収縮駆歩 反対駆歩	10				移行の質 反対駆歩の質と収縮 セルフキャリッジ、バランス 真直性	
	26.	MV	伸長駆歩	10				駆歩の質、インパルジョン、 ストライドとフレームの伸展 バランス、アップヒル傾向、真直性 中間駆歩との違い	
	27.	V VK	収縮駆歩 反対駆歩	10				移行の質 反対駆歩の質と収縮 セルフキャリッジ、バランス 真直性	

順序	運動課目	最高点	採	修	係	合	着眼点	観察所見
			点	正	数	計		
2.	C HXF F FAK	左手前蹄跡に入る 中間速歩 収縮速歩 収縮速歩	10				整正、エラスティシティー、 バランス、後躯のエンゲイジメント、 ステップとフレームの伸展 両移行、コレクション	2017改
7.	MXK K	伸長速歩 収縮速歩	10				整正、エラスティシティー、 バランス、後躯のエネルギー、 踏み込み、フレームの伸展 中間速歩との違い	
8.	KAF	M,K地点での移行 収縮速歩	10				リズムの維持、流暢さ、 移行の明確でスムーズな実施 フレームの変化、コレクション	
12.	C前 C H G GH	[収縮常歩] [左手前蹄跡に入る] [左へ回転] 左へハーフピルーエット [収縮常歩]	10				ハーフピルーエットにおける 整正、活発さ、収縮、大きさ、 フレクション、屈曲 前進気勢 4ビートの維持	
15.	B BPL	収縮常歩 収縮常歩	10				整正、背のサブルネス、 ステップの短縮と高揚、活発さ、 セルフキャリッジ	
20.	HP P	中間駆歩 収縮駆歩	10				駆歩の質、ストライドとフレームの伸展、 バランス、アップヒル傾向、 真直性、両移行、コレクション	
21.	PF	反対駆歩	10				反対駆歩の質と収縮 セルフキャリッジ、バランス 真直性、コレクション	
26.	MV V	伸長駆歩 収縮駆歩	10				駆歩の質、インパリジョン、 ストライドとフレームの伸展 バランス、アップヒル傾向、真直性 中間駆歩との違い 両移行、コレクション	
27.	VK	反対駆歩	10				移行の質 反対駆歩の質と収縮 セルフキャリッジ、バランス 真直性、コレクション	

JEF馬場馬術競技M1課目2013

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採	修	係	合	着 眼 点
				点	正	数	計	
現 行	19. B R M C C C H	反対駆歩 シンプルチェンジ 収縮駆歩	10			2		駆歩の質と収縮、セルフキャリッジ、 バランス、真直性、明確でスムーズな移行、 3～5歩の質の良い常歩
	20. H V V K	伸長駆歩 収縮駆歩	10					駆歩の質、インパルジョン、バランス 歩幅とフレームの伸展、真直性、 アップヒル傾向、中間駆歩との違い
	21.	HとVでの移行	10					明確でスムーズな移行
	22. K D D E	左へ直径10mの半輪乗り 左へハーフパス	10					駆歩の質、収縮、バランス 一定した屈曲、流暢さ
	23. E S H C C C M	反対駆歩 シンプルチェンジ 収縮駆歩	10			2		駆歩の質と収縮、セルフキャリッジ、 バランス、真直性、明確でスムーズな移行、 3～5歩の質の良い常歩
	24. M I E I	斜め手前変換、収縮駆歩 フライングチェンジ	10					正確さ、バランス、流暢さ、 アップヒル傾向、前後の駆歩の質 フライングチェンジの質
	25. E L F L F A	斜め手前変換、収縮駆歩 フライングチェンジ 収縮駆歩	10					正確さ、バランス、流暢さ、 アップヒル傾向、前後の駆歩の質 フライングチェンジの質
	26. A X	中央線上に入る 停止－不動－敬礼	10					ペース、停止、移行の質 真直性、コンタクトと頂の位置

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採	修	係	合	着 眼 点
				点	正	数	計	
改 訂	19. B R M C	反対駆歩	10					駆歩の質と収縮、セルフキャリッジ、バランス
	20. C C H	シンプルチェンジ 収縮駆歩	10					真直性、明確でスムーズな移行、 3～5歩の質の良い常歩
	21. H V V K	伸長駆歩 収縮駆歩	10					駆歩の質、インパルジョン、バランス 歩幅とフレームの伸展、真直性、 アップヒル傾向、中間駆歩との違い
	22.	HとVでの移行	10					明確でスムーズな移行
	23. K D D E	左へ直径10mの半輪乗り 左へハーフパス	10					駆歩の質、収縮、バランス 一定した屈曲、流暢さ
	25. E S H C C C M	反対駆歩 シンプルチェンジ 収縮駆歩	10					駆歩の質と収縮、セルフキャリッジ、バランス バランス、真直性、明確でスムーズな移行、 3～5歩の質の良い常歩
	26. M I E I	斜め手前変換、収縮駆歩 フライングチェンジ	10					正確さ、バランス、流暢さ、 アップヒル傾向、前後の駆歩の質 フライングチェンジの質
	27. E L F L F A	斜め手前変換、収縮駆歩 フライングチェンジ 収縮駆歩	10					正確さ、バランス、流暢さ、 アップヒル傾向、前後の駆歩の質 フライングチェンジの質
	28. A X	中央線上に入る 停止－不動－敬礼	10					ペース、停止、移行の質 真直性、コンタクトと頂の位置

JEF馬場馬術競技L1課目2013

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採	修	係	合	着 眼 点
				点	正	数	計	
現 行	14. A C	蛇乗り3湾曲 中央線上でシンプルチェンジ	10					図形の正確さ、整正 正しい屈曲、3~5歩の質の良い常歩
	15.	蛇乗り3湾曲上1回目のシンプルチェンジ	10					明確でスムーズな移行、真直性
	16.	蛇乗り3湾曲上2回目のシンプルチェンジ	10					明確でスムーズな移行、真直性

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採	修	係	合	着 眼 点
				点	正	数	計	
改 訂	14. A C	蛇乗り3湾曲 中央線上でシンプルチェンジ	10					図形の正確さ、整正 正しい屈曲
	15.	蛇乗り3湾曲上1回目のシンプルチェンジ	10					明確でスムーズな移行、真直性 3~5歩の質の良い常歩
	16.	蛇乗り3湾曲上2回目のシンプルチェンジ	10					明確でスムーズな移行、真直性 3~5歩の質の良い常歩

JEF馬場馬術競技L2課目2013

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採	修	係	合	着 眼 点
				点	正	数	計	
現 行	14. P V E P V E E S H C M	反対駆歩 直径20mの半輪乗り シンプルチェンジ 収縮駆歩	10			2		反対駆歩の正しい姿勢と図形、 セルフキャリッジ、バランス、 明確でスムーズな移行、3~5歩の 質の良い常歩、駆歩の質
	18. R S E R S E E V K A	反対駆歩 直径20mの半輪乗り シンプルチェンジ 収縮駆歩	10			2		反対駆歩の正しい姿勢と図形、 セルフキャリッジ、バランス、 明確でスムーズな移行、3~5歩の 質の良い常歩、駆歩の質

	順 序	運動 課 目	最 高 点	採	修	係	合	着 眼 点
				点	正	数	計	
改 訂	14. P V E P V	反対駆歩 直径20mの半輪乗り	10			1		反対駆歩の正しい姿勢と図形、 セルフキャリッジ、バランス、
	15. E E S H C M	シンプルチェンジ 収縮駆歩	10			1		明確でスムーズな移行、3~5歩の 質の良い常歩、駆歩の質
	19. R S E R S	反対駆歩 直径20mの半輪乗り	10			1		反対駆歩の正しい姿勢と図形、 セルフキャリッジ、バランス、
	20. E E V K A	シンプルチェンジ 収縮駆歩	10			1		明確でスムーズな移行、3~5歩の 質の良い常歩、駆歩の質

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 16 版	全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 15 版
第 1 条～第 10 条 現行通り	第 1 条～第 10 条 現行通り
第 12 条 認定種目 認定種目は、本連盟競技会規程第 200 条 8 に規定するグレードごとに、ノーマル競技、グランプリ競技、スピードアンドハンディネスあるいは <u>二段階走行競技</u> として実施する競技とする。	第 12 条 認定種目 認定種目は、本連盟競技会規程第 200 条 8 に規定するグレードごとに、ノーマル競技、グランプリ競技あるいはスピードアンドハンディネスとして実施する競技とする。
2、3、4 現行通り	2、3、4 現行通り
第 13 条 認定種目の適用規程 認定種目の採点の適用規程は以下による。 ①ノーマル競技(本連盟競技会規程第 236 条 基準 A で採点する競技)は、第 237 条および第 238 条を適用する。 ②スピードアンドハンディネス(本連盟競技会規程第 239 条 基準 C で採点する競技)は、第 263 条を適用する。 ③二段階走行競技(本連盟競技会規程第 274 条で採点する競技)は、第 274 条 1、2 および 5.6 を適用する。	第 13 条 認定種目の適用規程 認定種目の採点の適用規程は以下による。 ①ノーマル競技(本連盟競技会規程第 236 条 基準 A で採点する競技)は、第 237 条および第 238 条を適用する。 ②スピードアンドハンディネス(本連盟競技会規程第 239 条 基準 C で採点する競技)は、第 263 条を適用する。
2 現行通り	2 現行通り
第 14 条～第 25 条 現行通り	第 1 条～第 25 条 現行通り
第 26 条 報告書 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に実施した全競技成績およびコース図を書面で本連盟事務局に提出すること。 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式(様式 B)により本連盟事務局に報告するものとする。 3 臨場した獣医師は、 <u>全競技終了後 30 分</u> 以内に別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそのコピーを審判長に渡すとともに、原本を当連盟事務局に提出するものとする。	第 26 条 報告書 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に実施した全競技成績およびコース図を書面で本連盟事務局に提出すること。 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式(様式 B)により本連盟事務局に報告するものとする。 3 臨場した獣医師は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により獣医事報告書を本連盟事務局に提出するものとする。

(様式A)

障害馬術競技会公認申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟会長 殿

主催団体名 :

代表者氏名 :

印

下記のとおり、公認障害馬術競技会として開催いたしたく公認申請料等を添えて申請いたします。

記

1. 競技会の名称

2. 主催団体

3. 主催団体の連絡先

〒

(住所及び電話番号)

TEL:

4. 担当者氏名／連絡先（携帯

/

(Emailアドレス)

5. 日程

6. 会場

7. 申請カテゴリー

★★★★ · ★★★ · ★★ · ★

8. 実施する認定種目

ノーマル競技 スピードアンドハンディネス競技 二段階走行競技

大障害 ×	種目	種目	種目
中障害A×	種目	種目	種目
中障害B×	種目	種目	種目
中障害C×	種目	種目	種目
中障害D×	種目	種目	種目

料金 公認申請料 ★★★★／108,000円 ★★★／75,600円 ★★／54,000円 ★／32,400円

種目認定料 10,800円 × 0 種目 = 0 円 (消費税込み)

月 日 送 金

合計

円

9. 大会役員 (添付)

(必須: 審判長、コースデザイナー、アシスタントコースデザイナー（※カテゴリー★★以上）、チーフスチュワーディシナル獣医師、救護医師または看護師、装蹄師、実務責任者)

10. 実施要項 (必須: 種別、グレード、高さ、幅、個数、適用規程、飼育奨励金配分表 (※カテゴリー★★以上)

11. 施設

外来厩舎数 馬房

競技場サイズ m × m 面

練習場サイズ m × m 面

12. 参加予定頭数

頭

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 11 版</p> <p>(報告書)</p> <p>第 17 条 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内にプログラムを添付して、実施した全ての認定種目の成績表（書面）および自由演技に使用した CD の録音利用明細書（書面）を書面で本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式（様式 B – 馬場）により公認競技会の実施状況報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>3 臨場した獣医師は、別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそれを公認競技会終了後 1 週間以内に当連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>(全日本馬場馬術大会)</p> <p>第 19 条 全日本馬場馬術大会への出場権については以下のとおりとする。</p> <p>① 原則として事前に指定した期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したランキングポイントにより、全日本馬場馬術大会への出場権を付与する。なお、出場権の付与については馬場馬術本部が決定し、実施要項に定める。</p> <p>② 公認競技会の自由演技に出場する場合は、競技会ごとに、音楽（CD）の録音利用明細書を、競技会の申込時に参加申込書と一緒に主催者に提出する。オリジナル曲の場合も必ず提出する。</p> <p>③ 全日本における自由演技を含む競技に出場権を得た場合においても、音楽（CD）の録音利用明細書を、大会の申込時に参加申込書と一緒に主催者に提出する。提出していない選手の出場は原則として認められない。</p>	<p>全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 10 版</p> <p>(報告書)</p> <p>第 17 条 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内にプログラムを添付して実施した全ての認定種目の成績を書面で本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式（様式 B – 馬場）により公認競技会の実施状況報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>3 臨場した獣医師は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により獣医事報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>(全日本馬場馬術大会)</p> <p>第 19 条 原則として事前に指定した期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したランキングポイントにより、全日本馬場馬術大会への出場権を付与する。なお、出場権の付与については馬場馬術本部が決定し、実施要項に定める。</p>

改正案	現行
<p>(ポイント集計)</p> <p>第20条 ポイントの集計は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ポイントは、認定種目のクラス毎に選手、馬匹および人馬のそれぞれに対して付与し集計する。 ② 担当した審判員全員の最終得点率(%)をポイント集計の対象とする。なお、小数点以下第4位を切り捨てとする。 ③ ランキングポイントの計算方法は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 自由演技を含むクラス：指定期間中に規定演技で得た上位3成績と、自由演技で得た最上位1成績を合計し、4で除したもの をランキング上のポイントとする。なお、対象となる成績が4に満たない場合でも、獲得した成績を4で除したものをランキン グ上のポイントとする。 b. 自由演技を含まないクラス：指定期間中に得た上位3成績を合計し、3で除したものをランキング上のポイントとする。なお、対象となる成績が3に満たない場合でも、獲得した成績を3で除したものをランキン グ上のポイントとする。 ④ ポイントの対象認定種目への出場回数の制限は問わない。 ⑤ 主催者から提出された成績表が唯一の公式記録としてランキン グポイントに反映される。 ⑥ <u>公認競技会の自由演技に使用した音楽（CD）の録音利用明細書</u> が提出されていないことが確認された場合は、その時点でその成績は抹消する。 	<p>(ポイント集計)</p> <p>第20条 ポイントの集計は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ポイントは、認定種目のクラス毎に選手、馬匹および人馬のそれぞれに対して付与し集計する。 ② 担当した審判員全員の最終得点率(%)をポイント集計の対象とする。なお、小数点以下第4位を切り捨てとする。 ③ ランキングポイントの計算方法は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 自由演技を含むクラス：指定期間中に規定演技で得た上位3成績と、自由演技で得た最上位1成績を合計し、4で除したもの をランキング上のポイントとする。なお、対象となる成績が4に満たない場合でも、獲得した成績を4で除したものをランキン グ上のポイントとする。 b. 自由演技を含まないクラス：指定期間中に得た上位3成績を合計し、3で除したものをランキング上のポイントとする。なお、対象となる成績が3に満たない場合でも、獲得した成績を3で除したものをランキン グ上のポイントとする。 ④ ポイントの対象認定種目への出場回数の制限は問わない。 ⑤ 主催者から提出された成績表が唯一の公式記録としてランキン グポイントに反映される。

国民体育大会馬術競技規程 新旧対照表

改正案	現行
国民体育大会馬術競技規程	国民体育大会馬術競技規程
改定 平成 29 年 4 月 1 日	改定 平成 27 年 4 月 1 日
1.1. 標準障害飛越競技	1.1. 標準障害飛越競技
① 障害物の個数は 10 個以内とする。 ② JEF 規程第 238 条 2.2 を適用する。 ③ 採点は、JEF 規程基準 A を適用し、第 1 位が同点の場合は、ジャンプオフを 1 回行う。	① JEF 規程第 238 条 2.2 を適用する。 ② 採点は、JEF 規程基準 A を適用し、第 1 位が同点の場合は、ジャンプオフを 1 回行う。
1.7. スピードアンドハンディネス	1.7. スピードアンドハンディネス
① 障害物の個数は 12 個以内とする。 ② 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。 ③ JEF 規程第 263 条を適用する。 ④ 総タイムが同じ場合は、同順位とする。	① 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。 ② JEF 規程第 263 条を適用する。 ③ 総タイムが同じ場合は、同順位とする。
1.8. 六段障害飛越競技	1.8. 六段障害飛越競技
① JEF 規程第 262 条 1 及び 3 を適用する。ただし、1.4 項および 1.5 項は適用しない。 なお、JEF 規程第 262 条 3.1 に記載の、「使用する横木は最大 3.50 m の長さ、重さは最大 10kg、それらをサポートするカップの深さは 12mm」については、適用せずに実施することができる。 適用しない場合、安全対策のため、セーフティカップを使用すること。 ② スタートの合図後の 45 秒は計測せず、掲示もしない。 ③ スタートライン通過後から第 1 障害の飛越、あるいは落馬を含めて次の障害物の通過までに 45 秒以上かかった場合は、失権とする (JEF 規程第 241 条 3.3, 3.4, 3.5 を適用)	① JEF 規程第 262 条 1 及び 3 を適用する。ただし、1.4 項および 1.5 項は適用しない。 ② スタートの合図後の 45 秒は計測せず、掲示もしない。 ③ スタートライン通過後から第 1 障害の飛越、あるいは落馬を含めて次の障害物の通過までに 45 秒以上かかった場合は、失権とする (JEF 規程第 241 条 3.3, 3.4, 3.5 を適用)

改正案	現行
<p>ナショナルチームおよびプログレスチーム (障害・馬場・総合)規程</p> <p>第1条～第3条 <現行通り></p> <p>(プログレスチーム)</p> <p>第4条 プログレスチームメンバーの選考基準は、競技部門ごとに以下のとおりとし、基準を満たした者をメンバーとする。また、プログレスチームジュニアメンバーは22歳以下とし、連盟の個人登録会員とする。</p> <p>【障害馬術】</p> <p>プログレスチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で開催されるCSI(O)4*以上のグランプリ競技およびネーションズカップを完走した選手 ・海外で開催されるCSI(O)3*のグランプリ競技およびネーションズカップにおいて、1回走行で実施される競技で減点8以内、あるいは2回走行で実施される競技で合計減点16以内で走行した選手 ・全日本障害馬術選手権(大障害決勝)において、第10位までの選手 ・CSI-W日本リーグの年間ランキング第1位の選手 ・<u>全日本障害馬術大会における大障害飛越競技B(決勝)で、第5位までの選手</u> ・全日本障害馬術大会における中障害飛越競技A(決勝)で、第5位までの選手 ・全日本障害馬術大会における中障害飛越競技B(決勝)で、第3位までの選手 	<p>ナショナルチームおよびプログレスチーム (障害・馬場・総合)規程</p> <p>第1条～第3条 <現行通り></p> <p>(プログレスチーム)</p> <p>第5条 プログレスチームメンバーの選考基準は、競技部門ごとに以下のとおりとし、基準を満たした者をメンバーとする。また、プログレスチームジュニアメンバーは22歳以下とし、連盟の個人登録会員とする。</p> <p>【障害馬術】</p> <p>プログレスチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で開催されるCSI(O)4*以上のグランプリ競技およびネーションズカップを完走した選手 ・海外で開催されるCSI(O)3*のグランプリ競技およびネーションズカップにおいて、1回走行で実施される競技で減点8以内、あるいは2回走行で実施される競技で合計減点16以内で走行した選手 ・全日本障害馬術選手権(大障害決勝)において、第10位までの選手 ・CSI-W日本リーグの年間ランキング第1位の選手 ・全日本障害馬術大会における中障害飛越競技A(決勝)で、第5位までの選手 ・全日本障害馬術大会における中障害飛越競技B(決勝)で、第3位までの選手 <p>プログレスチームジュニア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日本ジュニア障害馬術大会におけるヤングライダー選手権

改 正 案	現 行
第5条～第13条 <現行通り>	<p>ならびにジュニアライダー選手権の各決勝の第6位までの選手</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全日本学生賞典障害飛越競技大会における個人第6位までの選手 <p>第5条～第13条 <現行通り></p>

日本馬術連盟認定騎乗者資格規程

【改正案】

騎乗者資格検定の審査基準

A級	<p>過去3年以内に下記の何れかに該当する実績を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日本の各馬術大会 【障害】パートI・パートII出場者 【馬場】FEI馬場馬術課目・ JEF馬場馬術競技Mクラスまたは第4課目出場者 【総合】トレーニングEV100クラス完走者 【共通】ヤングライダー選手権・ジュニアライダー選手権出場者 ・海外における活動実績 上記全日本の各競技に相当する競技実績等
エンデュランス限定	<p>下記のいずれかの基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> -過去2年以内に、主催・公認競技会もしくは海外で行われた80km以上の完走実績を3回以上有する者 (この基準は2017年3月31日をもって廃止する) ・主催・公認競技会もしくは海外で行われた60km競技を2回、および80km競技(ただし、時速16km以下)を2回完走している者。 <p>ただし、この4回の完走実績は、6ヶ月以上かつ24ヶ月以内に完了していること。</p>
B級	<p>実施の手順</p> <p>筆記試験、馬場馬術実技検定、障害飛越検定の順序で実施</p> <p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害飛越 安全性の観点から採点し、誘導・随伴の2項目ともに6点以上 コース図は別紙-1参照 ・馬場馬術 JEF馬場馬術競技A2課目2013 50%以上 ・筆記試験 指定問題から出題 80点以上
馬場馬術限定	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬場馬術 JEF馬場馬術競技A2課目2013 50%以上 ・筆記試験 指定問題から出題 80点以上
エンデュランス限定	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技講習もしくは1回の40kmの完走証明書を提出 ・講習会受講 ・筆記試験 80点以上
エンデュランスC級	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技研修 ・講習会受講 ・筆記試験 指定問題から出題 80点以上
C級	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬場馬術(経路読み可)別紙-2参照 50%以上 ・筆記試験 指定問題から出題 80点以上

日本馬術連盟審判員規程 新旧対照表

改 正 案			現 行		
【馬場】			【馬場】		
級	取 得 要 件	活動の範囲	級	取 得 要 件	活動の範囲
2	<p>3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A クラスの審判担当実績が<u>8</u>回以上 ・M クラス以上のセクレタリー実績が<u>2</u>回以上 ・馬場馬術競技会のスチュワード実績が<u>1</u>回以上 ・騎乗者資格B級以上を有していること 	3級の活動範囲に加え、 Aクラスの主任審判員 Mクラス以下の審判員	2	<p>3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A クラスの審判担当実績が 10 回以上 ・M クラス以上のセクレタリー実績が 5 回以上 <p>受検者は、騎乗者資格 B 級以上を有していること</p>	3級の活動範囲に加え、 Aクラスの主任審判員 Mクラス以下の審判員
1	<p>2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判担当実績が<u>10</u>回以上（うち、M クラスが<u>3</u>回以上） ・セントジョージクラス以上のセクレタリー実績が<u>5</u>回以上 ・検定試験を受験する講習会以外の講習会（研修会）を最低<u>1</u>回受講していること 	<p>上記に加え、 主催・公認競技会の主任審判員・審判員 公認競技会の審判長 (ただし、審判長リストにある者に限る) 主催競技会の審判員</p>	1	<p>2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判担当実績が15回以上（うち、M クラスが5回以上） ・セントジョージクラス以上のセクレタリー実績が5回以上 ・検定試験を受験する講習会以外の講習会（研修会）を最低 1 回受講していること 	<p>上記に加え、 主催・公認競技会の主任審判員・審判員 公認競技会の審判長 (ただし、審判長リストにある者に限る) 主催競技会の審判員</p>
S	<p>1級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判担当実績が 15 回以上 ・うち、グランプリ課目の審判担当実績が 5 回以上 	制限なし (ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る)	S	<p>1級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判担当実績が 15 回以上 ・うち、グランプリ課目の審判担当実績が 5 回以上 	制限なし (ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る)

※ 活動実績カウント方法：審判員およびセクレタリーは1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。

※ 活動実績カウント方法：審判員およびセクレタリーは1競技を1回としてカウントする。

日本馬術連盟指導者規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>日本馬術連盟指導者規程</p> <p>(更 新)</p> <p>第7条 資格の有効期間内に1回以上指導者講習会を受講しなければならない。</p> <p>2 講習会ディレクターについては、講習会ディレクター研修会の参加をもって更新講習会の受講を免除する。</p>	<p>日本馬術連盟指導者規程</p> <p>(更 新)</p> <p>第7条 資格の有効期間内に1回以上指導者講習会を受講しなければならない。</p>

日本馬術連盟 競技会関連規程集に収録の規程の一部改定について（新旧対照表）

改 定 案	現 行
<p>日本馬術連盟獣医規程</p> <p>(獣医師) 第 1004 条 2 (4) 臨場した日馬連競技会における獣医事基本情報（および特記事項）を所定の様式で報告する。日馬連主催競技会においては 1 週間以内に事務局宛てに提出すること。公認競技会においては各種目の公認競技会規程の規定に則って提出すること。</p>	<p>日本馬術連盟獣医規程</p> <p>(獣医師) 第 1004 条 2 (4) 臨場した日馬連競技会における獣医事基本情報（および特記事項）を所定の様式で 1 週間以内に日馬連に報告すること</p>
<p>【以下参考】 全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 26 条 報告書 3 臨場した獣医師は、全競技終了後 30 分以内に別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそのコピーを審判長に渡すとともに、原本を当連盟事務局に提出するものとする。</p>	<p>【以下参考】 全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 26 条 報告書 3 臨場した獣医師は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により獣医事報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</p>
<p>全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 17 条 報告書 3 臨場した獣医師は、別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそれを公認競技会終了後 1 週間以内に当連盟事務局に提出するものとする。</p>	<p>全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 17 条 報告書 3 臨場した獣医師は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により獣医事報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</p>
<p>総合馬術競技およびエンデュランス競技に関する公認競技会規程 第 11 条 報告書 2 臨場した獣医師は、別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出</p>	<p>総合馬術競技およびエンデュランス競技に関する公認競技会規程 第 11 条 報告書 2 臨場した獣医師は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式によ</p>

改 定 案	現 行
<p>し、主催者はそれを公認競技会終了後 1 週間以内に当連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>3 (公認エンデュランス競技会のみ) (変更なし)</p>	<p>り獣医事報告書を本連盟事務局に提出すること。</p> <p>3 (公認エンデュランス競技会のみ) 審判長ならびに獣医師団長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により本連盟事務局に報告書を提出すること。</p>

日本馬術連盟 馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程の一部改定について（新旧対照表）

改 定 案	現 行
<p>日本馬術連馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程</p> <p>(簡易処分手続き)</p> <p>第 22 条</p> <p>(2) 当該馬管理責任者は、違反が疑われている事例以前の 4 年間において審理中または結審した事例の当事者ではないこと。</p> <p>(FEI による処分の効力)</p> <p>第 28 条 FEI-EADCMR の違反者に対して FEI が科した処分（暫定資格停止を含む）は、本規程に定める諸手続きを経ることなく JEF 競技会および JEF の行事において自動的に適用される。</p> <p>2 JEF 競技会に併せて実施する FEI 競技において違反があったとき、JEF 競技会中の JEF 各競技における処分については、第 17 条を適用する。</p>	<p>日本馬術連馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程</p> <p>(簡易処着手続き)</p> <p>第 22 条</p> <p>(2) 当該馬管理責任者は、違反が疑われている事例以前の 8 年間において審理中または結審した事例の当事者ではないこと。</p> <p>(FEI による処分の効力)</p> <p>第 28 条 FEI-EADCMR の違反者に対して FEI が科した処分（暫定資格停止を含む）は、本規程に定める諸手続きを経ることなく JEF 競技会および JEF の行事において自動的に適用される。</p> <p>2 JEF 競技会の中の一競技として実施する FEI 競技において違反があったとき、当該競技会中の JEF 競技における処分については、第 17 条 2 および 3 を適用する。</p>